

**いなべ市障がい者計画
及び
いなべ市第4期障がい福祉計画
(案)**

平成27年1月

目 次

I 部 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	7
5	障害保健福祉圏域	8
6	計画の策定方法	8

II 部 アンケート結果からみた現状

1	障がいのある人	10
2	一般市民	27

III 部 計画の基本的な考え方

1	基本理念	36
2	基本的視点	37
3	施策の体系	40

IV 部 障がい者計画

1	理解と交流の促進	42
(1)	広報・啓発活動の推進	43
(2)	人権・福祉教育の推進	44
(3)	社会参加の促進	45
(4)	スポーツ・文化活動への参加促進	46
(5)	福祉マンパワーの活用	47
2	自立した生活への支援	48
(1)	福祉サービスの充実	49
(2)	生活支援の充実	50
(3)	権利擁護の推進	51

(4)	相談支援体制の充実	52
(5)	防災・防犯対策の充実	53
(6)	安全・快適な公共施設等の整備	55
3	保健・医療体制の充実	56
(1)	心と体の健康保持	57
(2)	医療体制の充実	58
(3)	難病患者に対する支援の充実	58
4	保育・教育体制の充実	59
(1)	就学前児童への支援	60
(2)	学校教育の充実	62
(3)	途切れない支援体制の整備	63
5	雇用支援と就労支援	64
(1)	雇用に向けた支援の充実	65
(2)	多様な働き方への支援	66

V部 障がい福祉計画

1	平成 29 年度の障がい福祉サービスの整備目標	70
(1)	地域生活に移行する福祉施設入所者数	70
(2)	地域生活支援拠点等の整備	71
(3)	一般就労に移行する福祉施設利用者数	71
(4)	就労移行支援事業の利用者数	72
2	障がい福祉サービス等の見込み量	73
(1)	訪問系サービス	73
(2)	日中活動系サービス	74
(3)	居住系サービス	77
(4)	相談支援	78
3	障がい児支援サービスの見込み量	79
(1)	障がい児通所支援サービス	79
(2)	障がい児相談支援	80
4	地域生活支援事業の見込み量	81
(1)	相談支援事業	81
(2)	意思疎通支援事業	82

(3) 日常生活用具給付事業	82
(4) 手話奉仕員養成・研修事業	83
(5) 移動支援事業	83
(6) その他のサービス	84

VI部 計画の推進

1 計画の推進体制	86
2 県・周辺自治体との連携	86
3 評価体制	87

I 部 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市は平成 15 年 12 月に員弁郡の北勢町、員弁町、大安町、藤原町の 4 町が合併して誕生しました。

平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」が公布され、平成 25 年 4 月からは、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となるとともに、障がい者の範囲に難病等を追加し、平成 26 年 4 月からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震や津波などの大規模災害における被災障がい者への支援について、改めてその課題が浮き彫りになり、対策が求められています。

このほかにも、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月から施行されるなど、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方、「いなべ市総合計画 いきいきプラン」では、まちづくりのキーワードとして「安心」「元気」「思いやり」とし、目標年次におけるいなべ市の将来像として『いきいき笑顔応援のまち いなべ』を掲げ、市民一人ひとりが輝く、いきいきとしたまちづくりに取り組んでいます。また、6 つの基本目標の 1 つとして、「心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして《健康福祉》」を位置づけ、「心ふれあう地域社会の形成を基本に、児童をはじめ高齢者や障がいのある人がともに安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざす方針が掲げられています。

3 計画の位置づけ

「いなべ市障がい者計画」は、障害者基本法（第11条）によって規定される、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画であり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、本市のまちづくりの基本方針である「いなべ市総合計画 いきいきプラン」や、社会福祉の基本計画である「いなべ市地域福祉計画」を、障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら、推進していきます。

「いなべ市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する計画であり、「いなべ市障がい者計画」と相互補完的な性質を持つものとして推進していくものです。

■ 「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の概要

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定するものです
性格	○障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本とした、いなべ市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第87条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第 11 条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者総合支援法

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

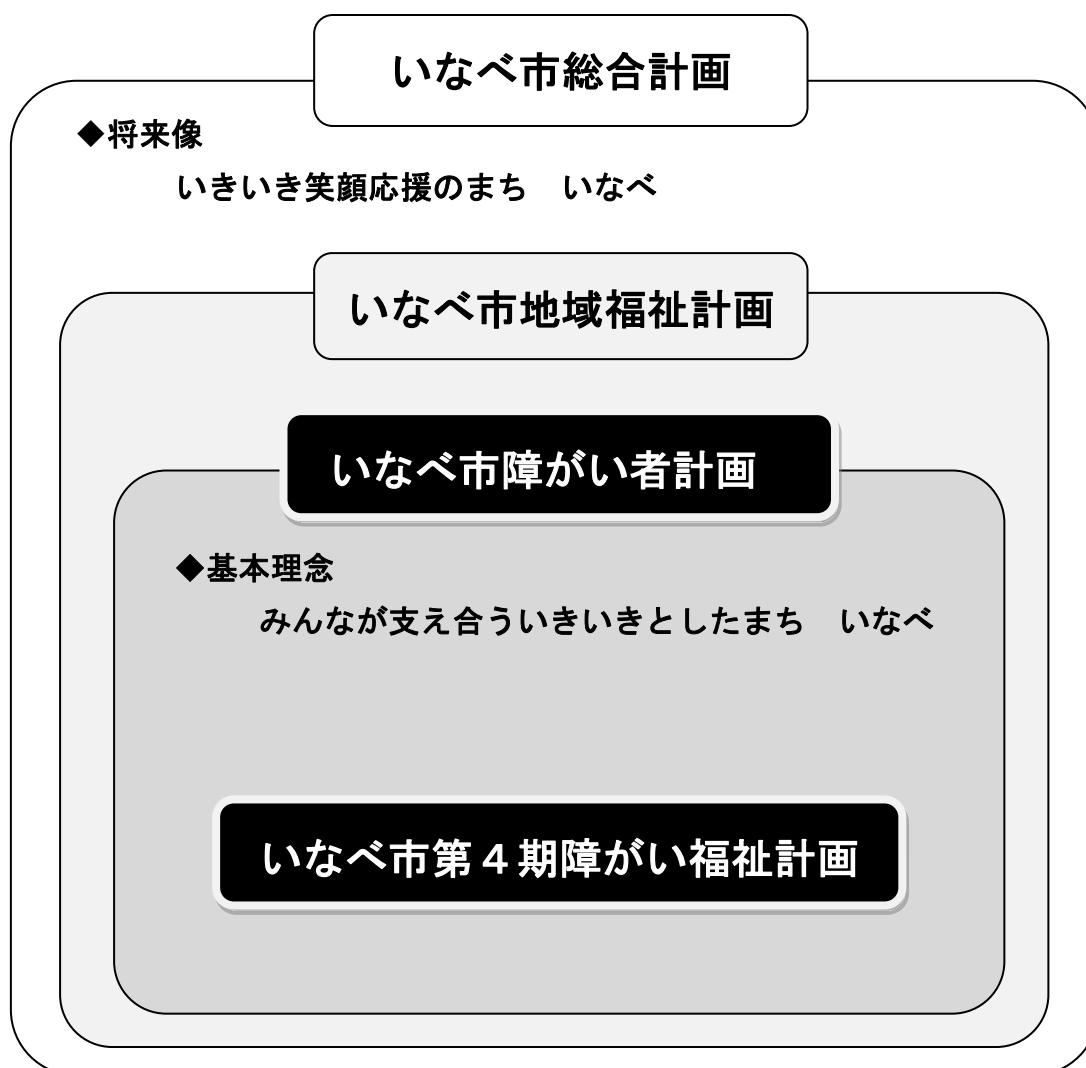
一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(第 3 項以下 省略)

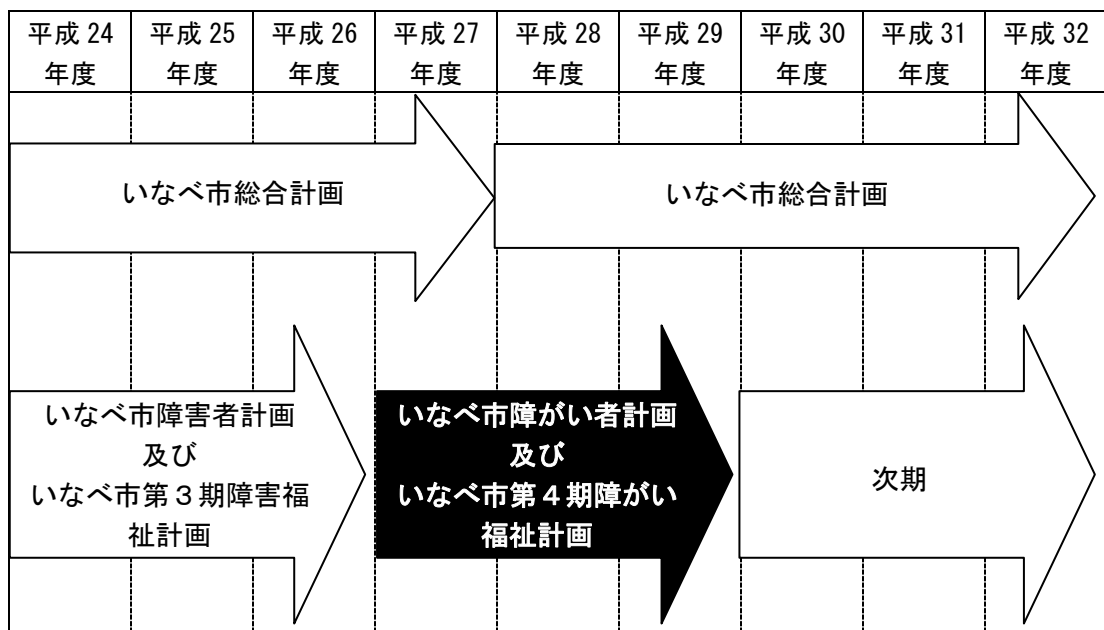
■本市計画との関連性



4 計画の期間

「いなべ市障がい者計画」及び「いなべ市第4期障がい福祉計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、この間の法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。



5 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障がい福祉サービスの提供体制を整備するため、三重県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。いなべ市は「桑名員弁障害保健福祉圏域」に属し、いなべ市と桑名市、木曾岬町、東員町の2市2町で構成されています。第4期障がい福祉計画においても、周辺市町との広域的な連携のもとでサービスを実施します。

6 計画の策定方法

本計画の策定あたっては、平成26年6月にアンケート調査を実施するとともに、関係団体や事業所等の意向や取り組み状況を把握するためヒアリング調査を実施しました。

それらの意見やデータを参考としつつ、「いなべ市自立支援協議会」において、策定の基本的事項についての協議を行うとともに、計画素案に対するパブリックコメントを実施し策定しました。

アンケート調査は、障がい者及び一般市民を対象に実施し、それぞれ563人、423人から回答をいただきました。

Ⅱ部 アンケート結果 からみた現状

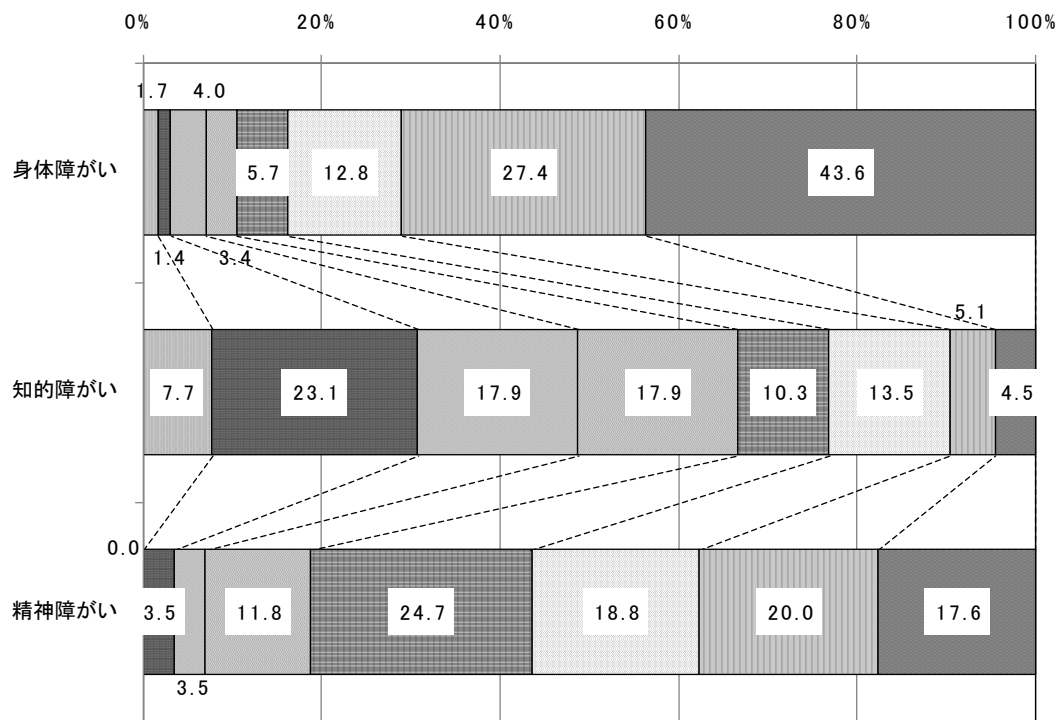
1 障がいのある人

①障がいのある人の年齢

身体障がいのある人の中では、70歳代が43.6%と最も多くなっており、60歳代（27.4%）、50歳代（12.8%）と続いています。

知的障がいのある人では、10歳代が23.1%と最も多くなっており、次いで20歳代と30歳代が17.9%となっています。

精神障がいのある人は、40歳代の所有者が24.7%と最も多く、60歳代が20.0%、50歳代が18.8%と続いております、働き盛りの年齢に多くなっています。



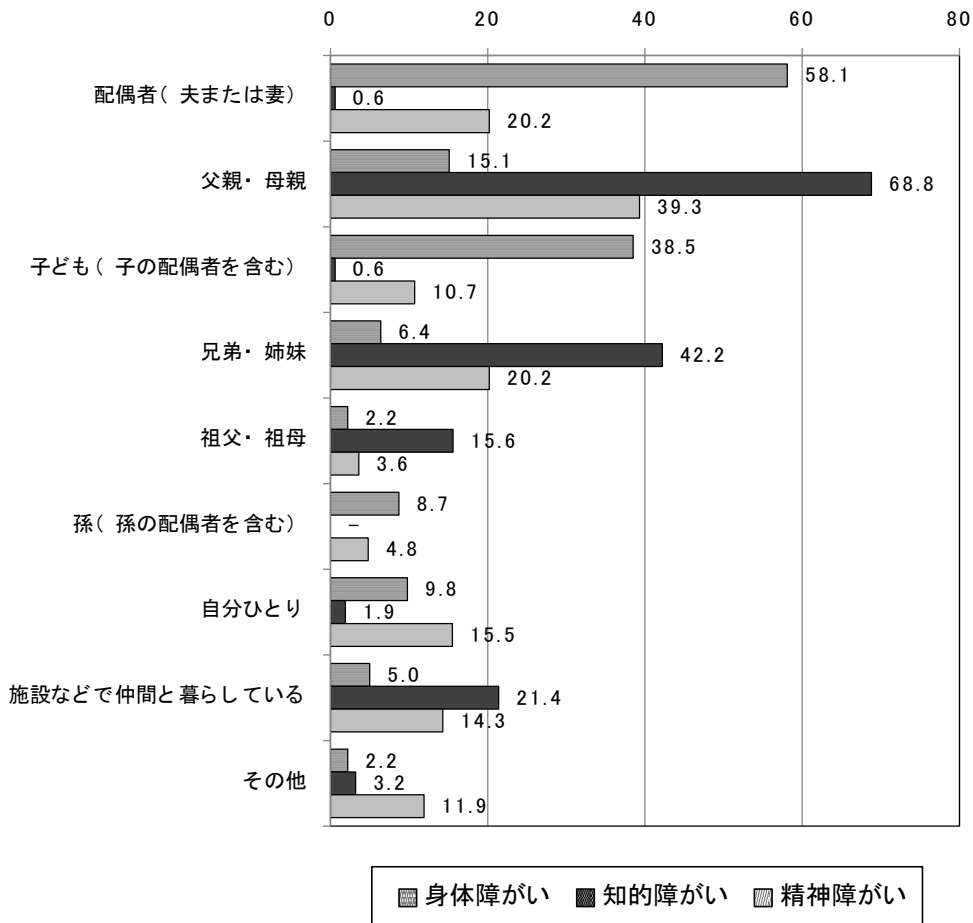
■ 0～9歳 ■ 10歳代 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳以上

②現在、あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。

身体障がいのある人では「配偶者」(58.1%)や「子ども(子の配偶者を含む)」(38.5%)と回答した人が多くなっています。

知的障がいのある人では、「父親・母親」が68.8%と最も多く、「兄弟・姉妹」(42.2%)も高くなるなど、家族と暮らしている人が多いことが分かります。一方で、「施設などで仲間と暮らしている」人も21.4%とおおくなっています。

精神障がいのある人では、「自分ひとり」(15.5%)と回答した人が他の障がい種別よりも多くなっています。

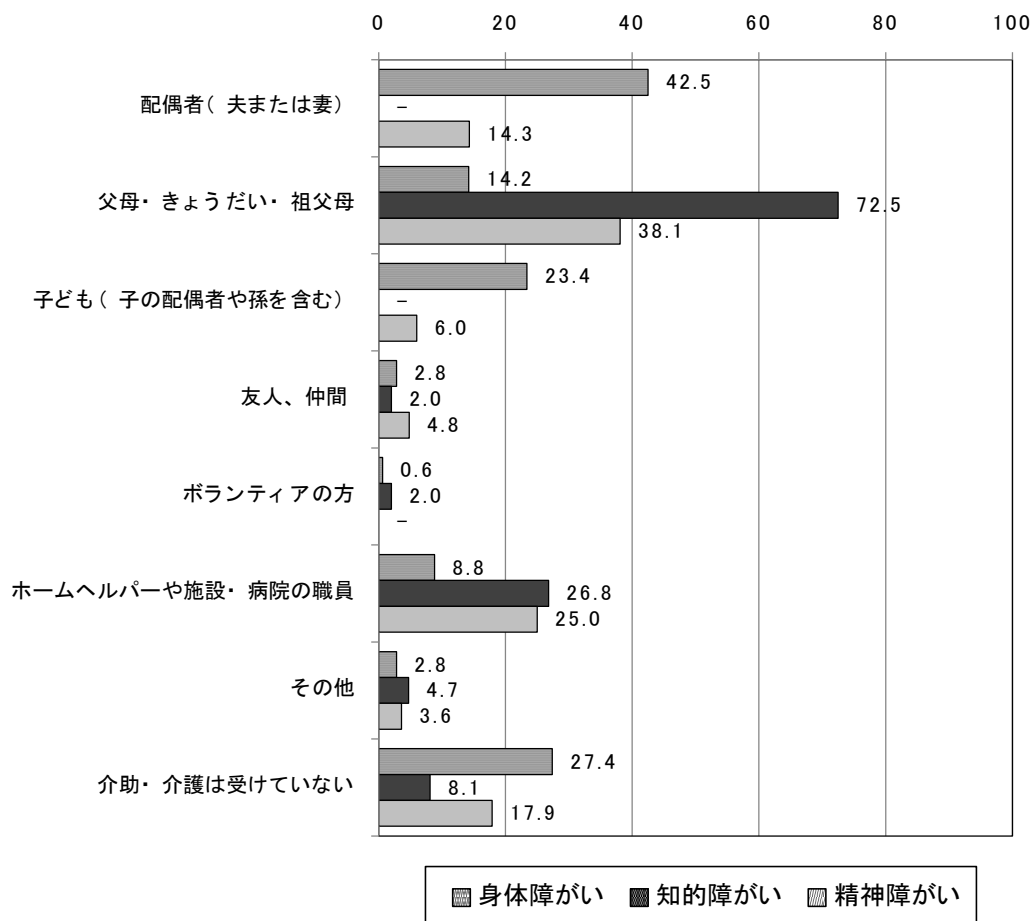


③日頃、日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助（口添えやうながし）・介助（手助け）・介護（看護）しているのは、どなたですか。

身体障がいのある人では「配偶者（夫または妻）」が最も多く（42.5%）、「子ども（子の配偶者や孫を含む）」（23.4%）と続きます。一方で、27.4%の人が「介助・介護は受けていない」と回答しています。

知的障がいのある人では、「父母・きょうだい・祖父母」が72.5%と最も多く、「ホームヘルパーや施設・病院の職員」が26.8%となっています。

精神障がいのある人でも、「父母・きょうだい・祖父母」（38.1%）が最も多く、「ホームヘルパーや施設・病院の職員」（25.0%）と続きますが、「介助・介護は受けていない」と答えた人が17.9%います。



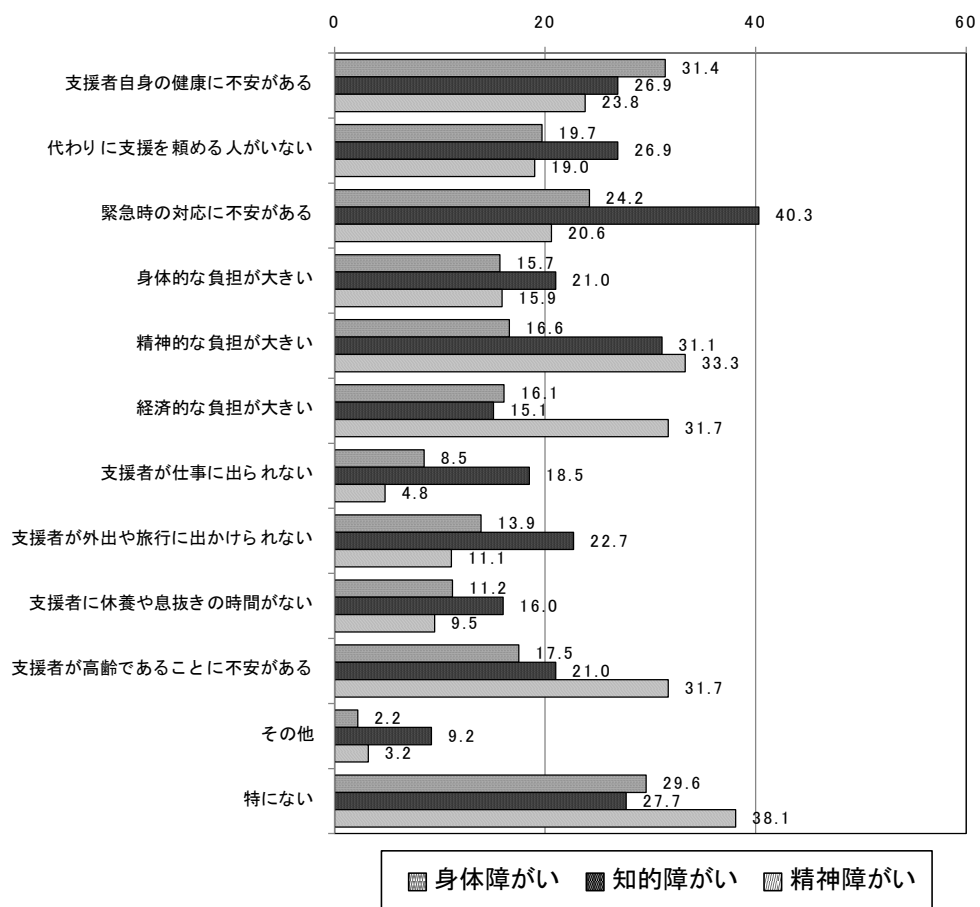
④支援（援助・介助・介護）について、感じていることは何ですか。

身体障がいのある人では、「支援者自身の健康に不安がある」（31.4%）という回答が最も多くなっています。

知的障がいのある人では、「緊急時の対応に不安がある」が40.3%と最も多くなっています。また、支援者が「仕事に出られない」「外出や旅行に出かけられない」「休養や息抜きの時間がない」という回答の割合が他の種別より高くなっています。

精神障がいのある人では、「精神的な負担が大きい」（33.3%）という回答が最も多く、「経済的な負担が大きい」（31.7%）や「支援者が高齢であることに不安がある」（31.7%）という回答が続いています。

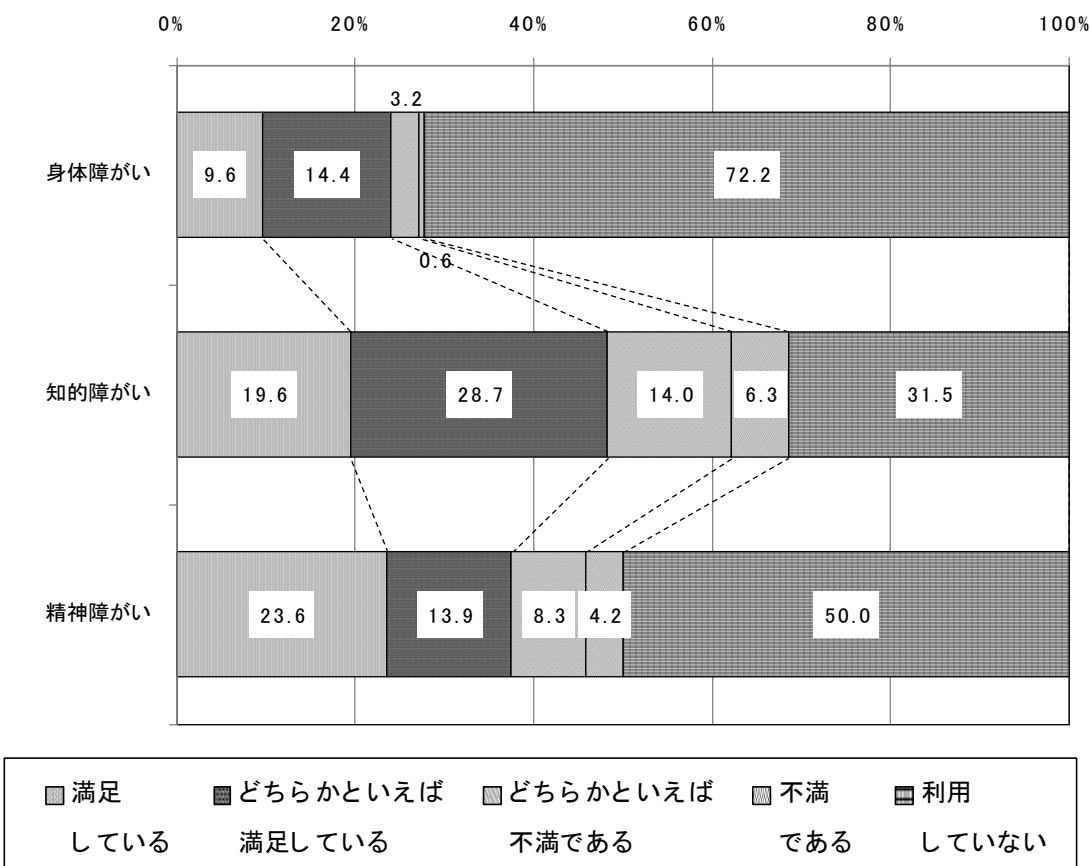
また、知的障がいのある人と精神障がいのある人では、「精神的な負担」を感じている人が多いことが分かります。



⑤あなたは、いなべ市における現状の障がい福祉サービスに満足していますか。

いずれの障がい種別においても、利用した人は何らかの『満足』を感じている人が、『不満』を感じている人よりも多いことが分かります。

サービスの利用率が高い知的障がいのある人では、「どちらかといえば不満である」「不満である」という『不満』を感じた回答の割合が、他の障がい種別よりも高くなっています。

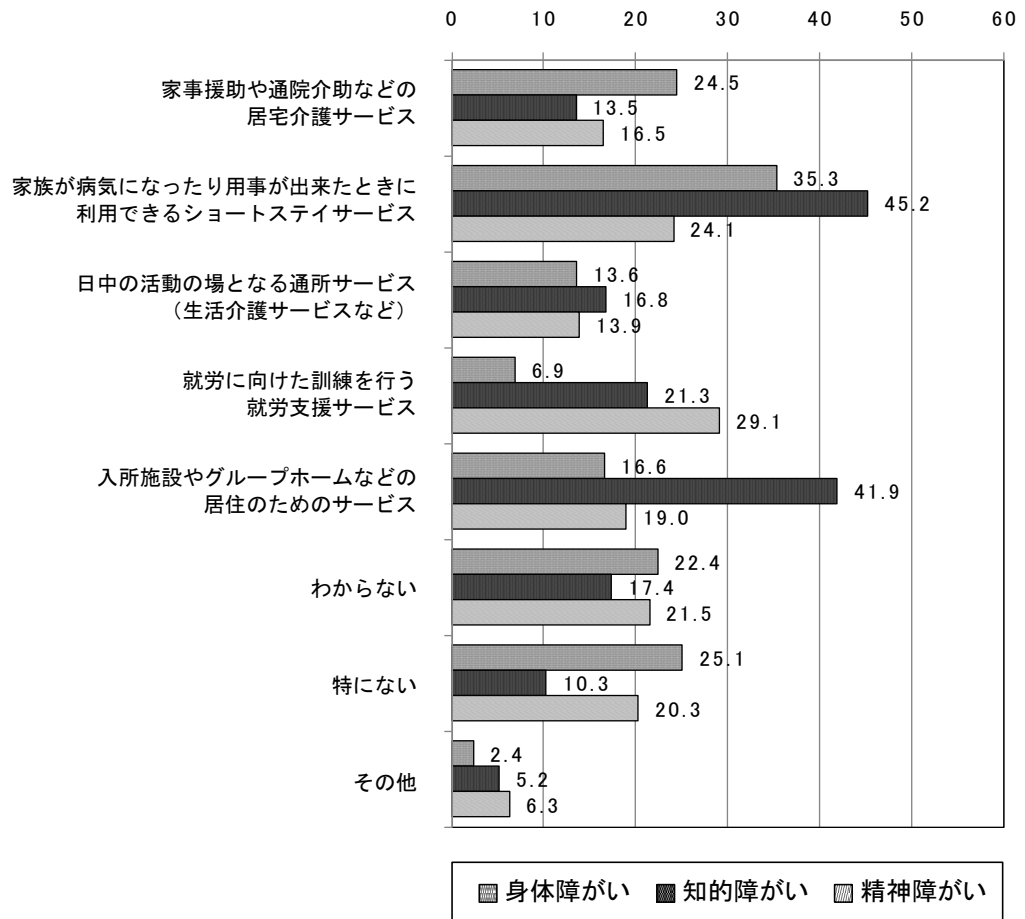


⑥今後、どのような障がい福祉サービスが増えるといいと思いますか。

身体障がいのある人では、「ショートステイサービス」が35.3%と最も高くなっています。続いては「特にない」(25.1%)の割合が高くなっています。

知的障がいのある人では、「ショートステイサービス」(45.2%)と「入所施設やグループホームなどの居住のためのサービス」(41.9%)が高くなっています。

精神障がいのある人では、「就労支援サービス」が29.1%と最も高くなっています。



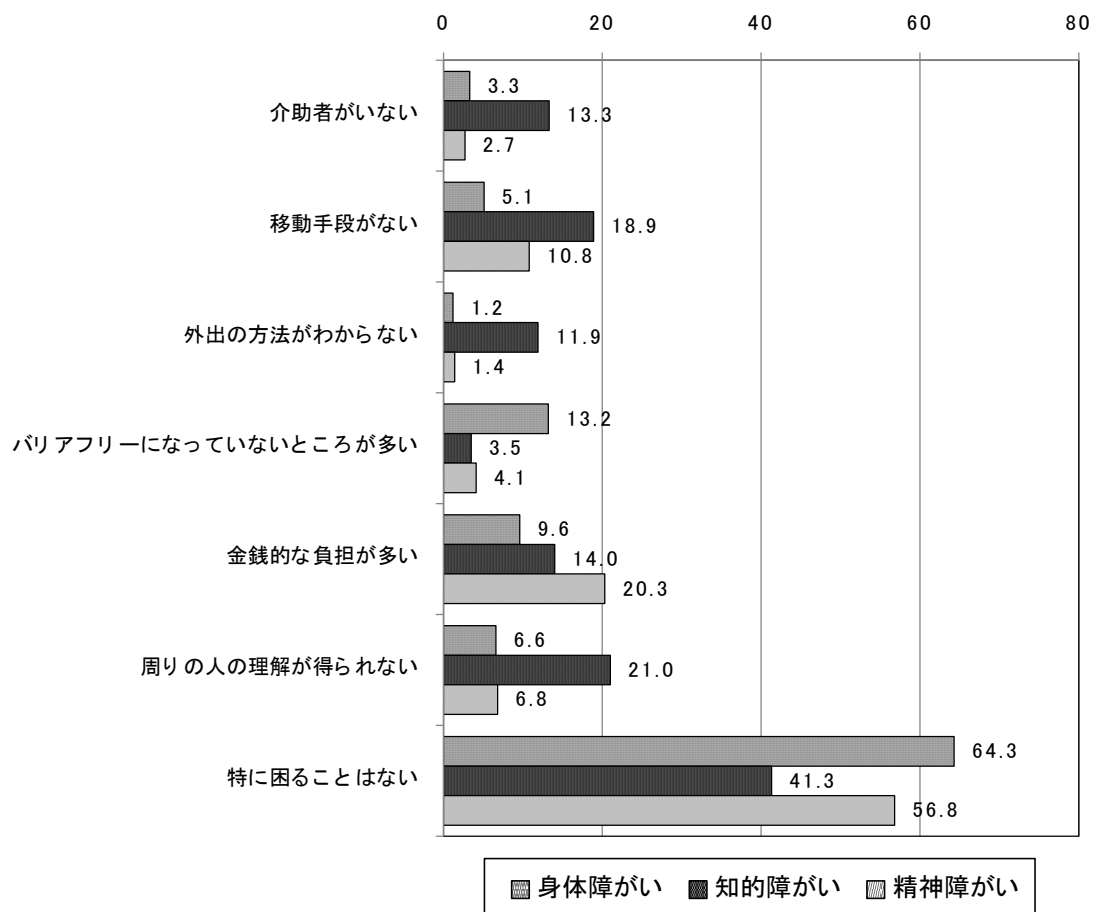
⑦あなたが外出するうえで、困ることは何ですか。

すべての障がい種別において、「特に困ることはない」という回答が最も多くなっています。

身体障がいのある人では、「バリアフリーになっていないところが多い」(13.2%)が最も多くなっています。

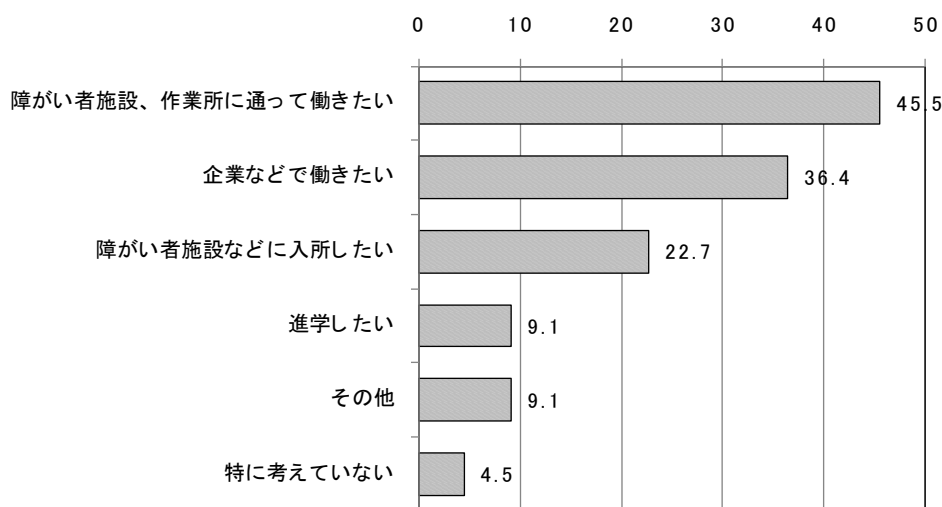
知的障がいのある人では、「介助者がいない」(13.3%)、「移動手段がない」(18.9%)、「外出の方法がわからない」(11.9%)、「周りの人の理解が得られない」(21.0%)の割合が高くなっています。

精神障がいのある人では、20.3%が「金銭的な負担が多い」と回答しています。



⑧特別支援学校高等部、専攻科及び高校・大学・専門学校へ通っている方におうかがいします。卒業後の進路についてどのようにお考えですか。

卒業後の進路として「障がい者施設、作業所に通って働きたい」と回答した人が45.5%と最も多く、次いで36.4%の人が「企業などで働きたい」と回答しています。

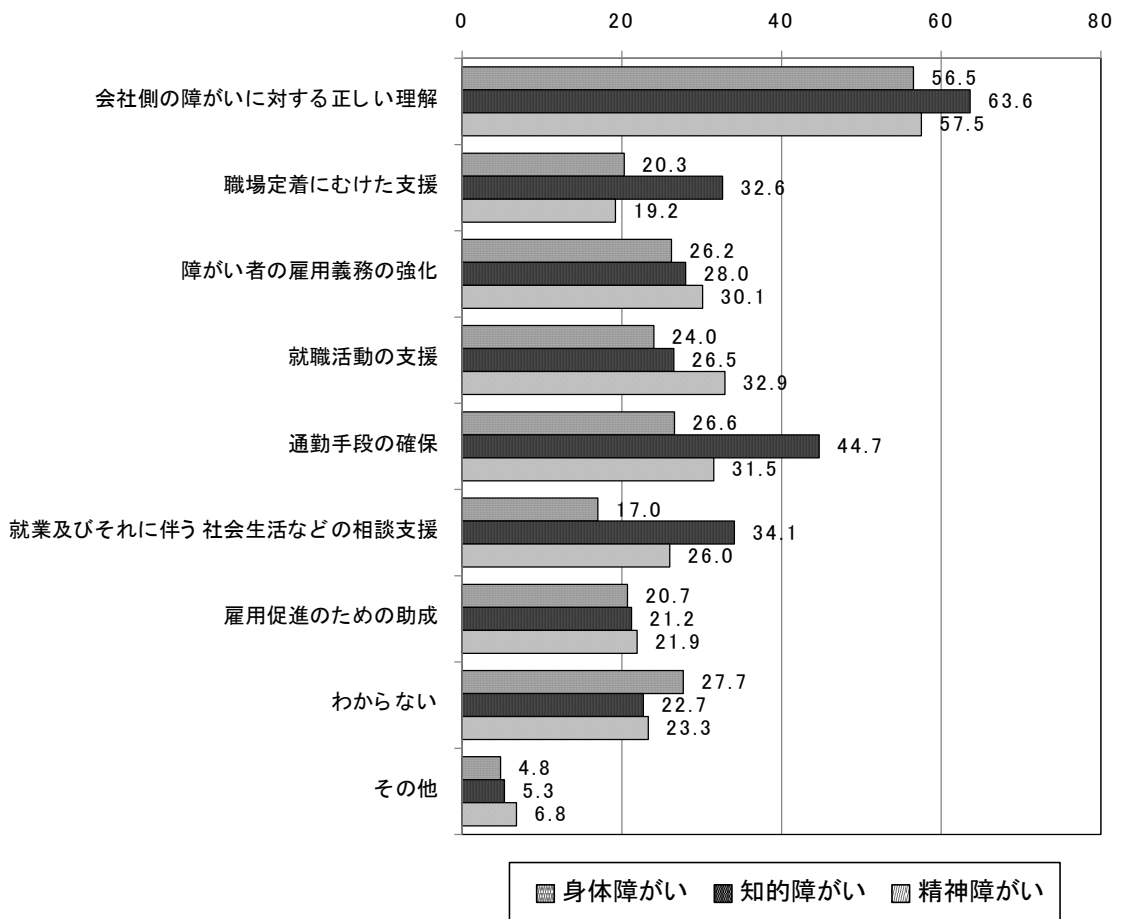


⑨障がい者施設や作業所など以外で働くには、どのような条件が必要だと思いますか。

すべての障がい種別において、「会社側の障がいに対する正しい理解」が最も高くなっています。

知的障がいのある人では、「通勤手段の確保」(44.7%)、「職場定着に向けた支援」(32.3%)が比較的高くなっています。

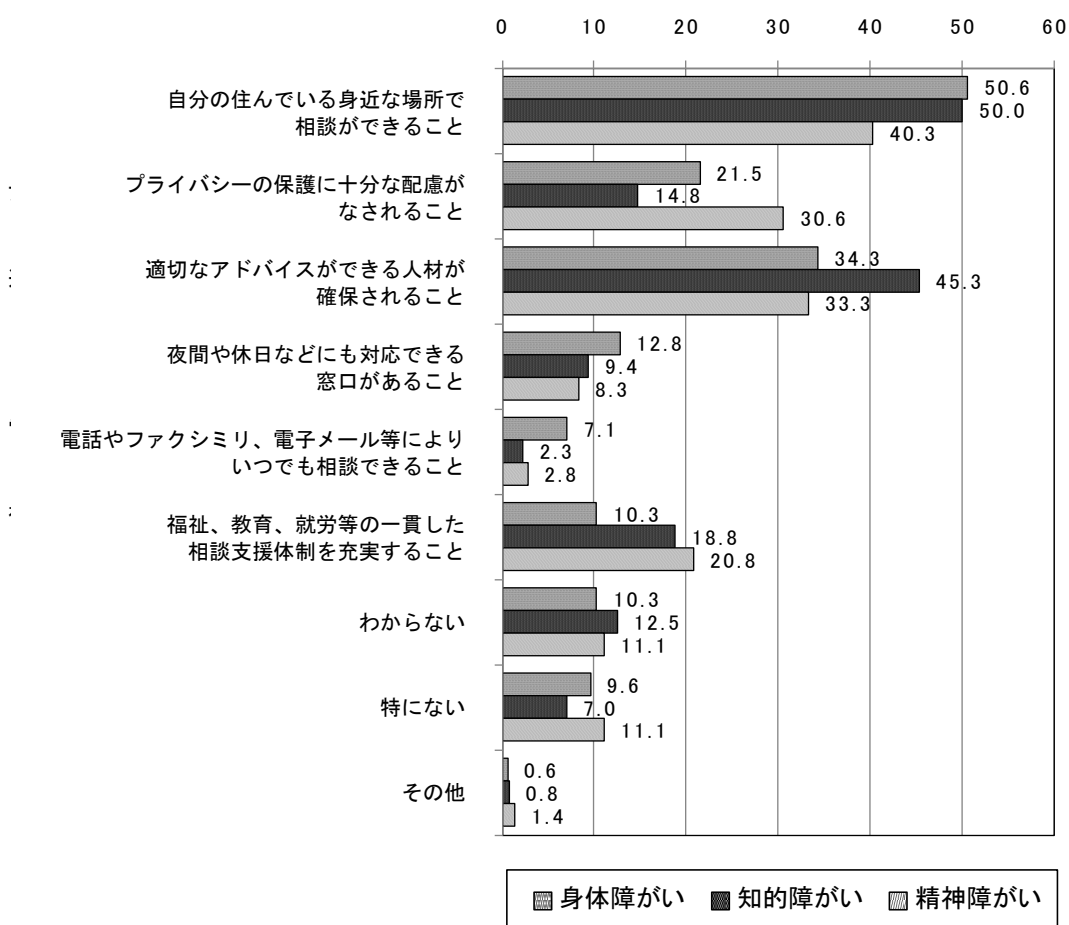
精神障がいのある人では、「就職活動の支援」(32.9%)と「障がい者の雇用義務の強化」(30.1%)が比較的高くなっています



⑩あなたは、相談窓口を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

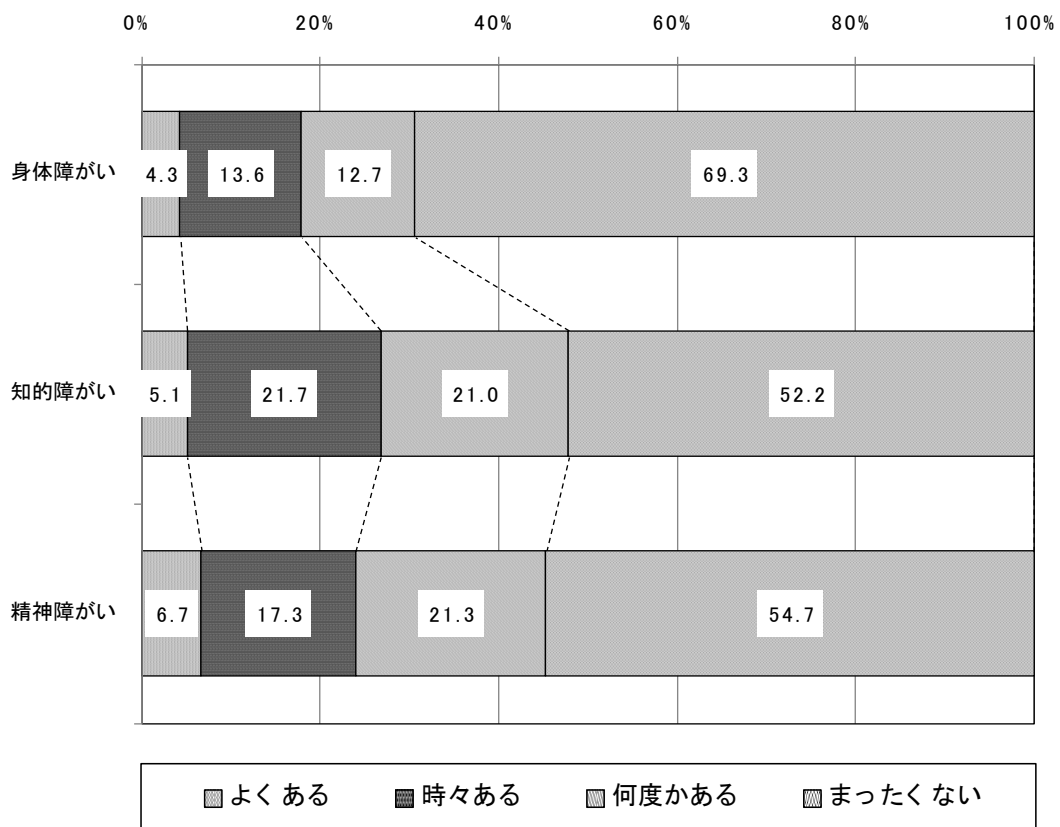
すべての障がい種別において、「自分の住んでいる身近な場所で相談ができること」という回答が最も多く、次いで「適切なアドバイスができる人材が確保されること」が続いています。

精神障がいのある人では、「プライバシーの保護に十分な配慮がなされること」が30.6%と高くなっています。



⑪あなたは、日常生活で、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

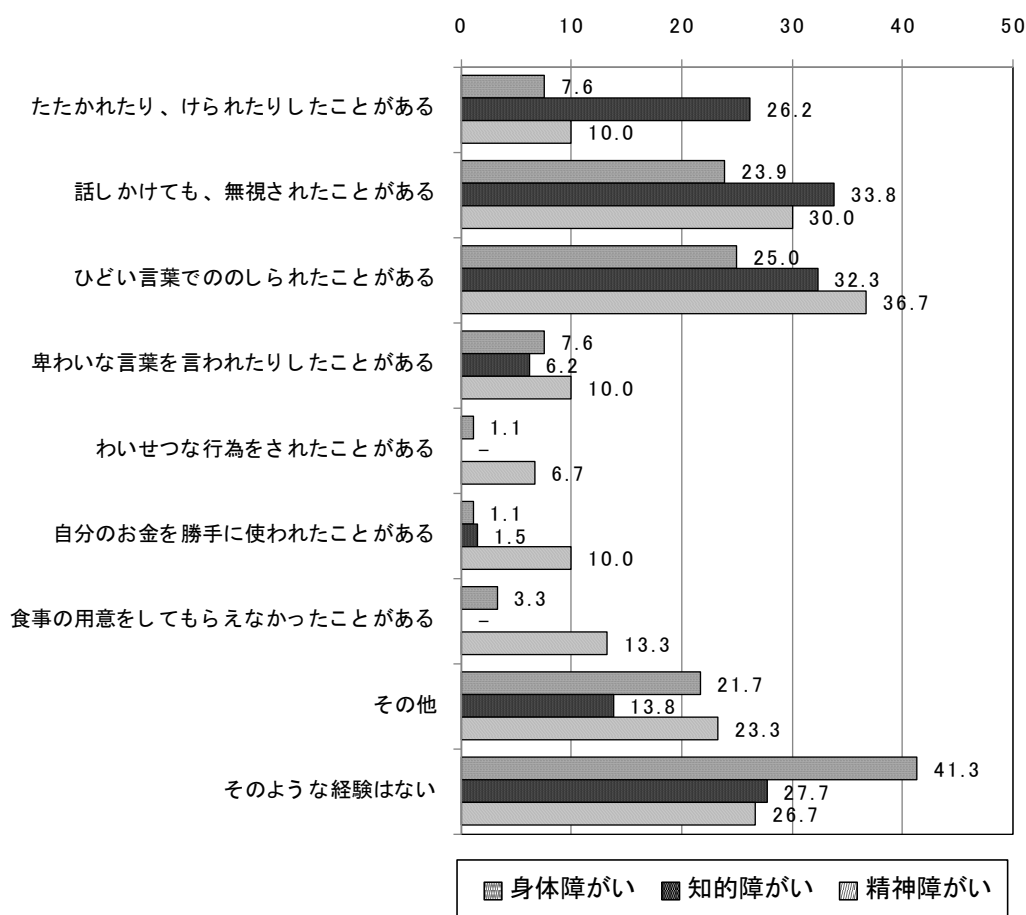
知的障がいのある人では 47.8%の人が、また、精神障がいのある人では 45.3%の人が、頻度に差はありますが、「差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」と回答しています。



⑫障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人におうかがいします。今までにどのような経験がありましたか。

知的障がいのある人と精神障がいのある人において、「話しかけても、無視されたことがある」（それぞれ 33.8%、30.0%）、「ひどい言葉でののしられたことがある」（それぞれ 32.3%、36.7%）が多くなっています。

また、知的障がいのある人では 26.2%の人が「たたかれたり、けられたりしたことがある」など身体的な暴力を受けたと回答しています。

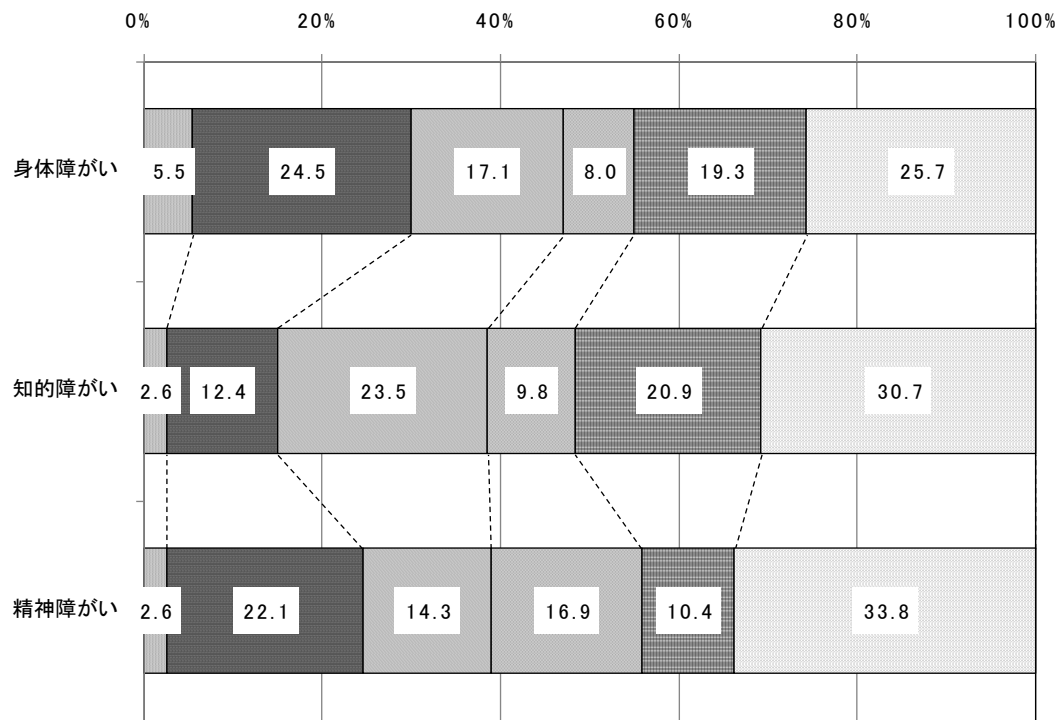


⑬あなたは、障がいがある人に対する市民の理解について、どのように感じていますか。

身体障がいのある人では、30.0%が「かなり、または、ある程度深まったと思う」と回答しています。

一方、知的障がいのある人では、「かなり、または、ある程度深まった」と思っている人は15.0%で、33.3%が「あまり、または、まったく深まっていないと思う」と回答しています。

精神障がいのある人についても、「あまり、または、まったく深まっていない」と思っている人が31.2%で、「かなり、または、ある程度深まった」と思っている人（24.7%）より多くなっています。



かなり深まったと思う

 ある程度深まったと思う

 あまり深まっていないと思う

 まったく深まっていないと思う

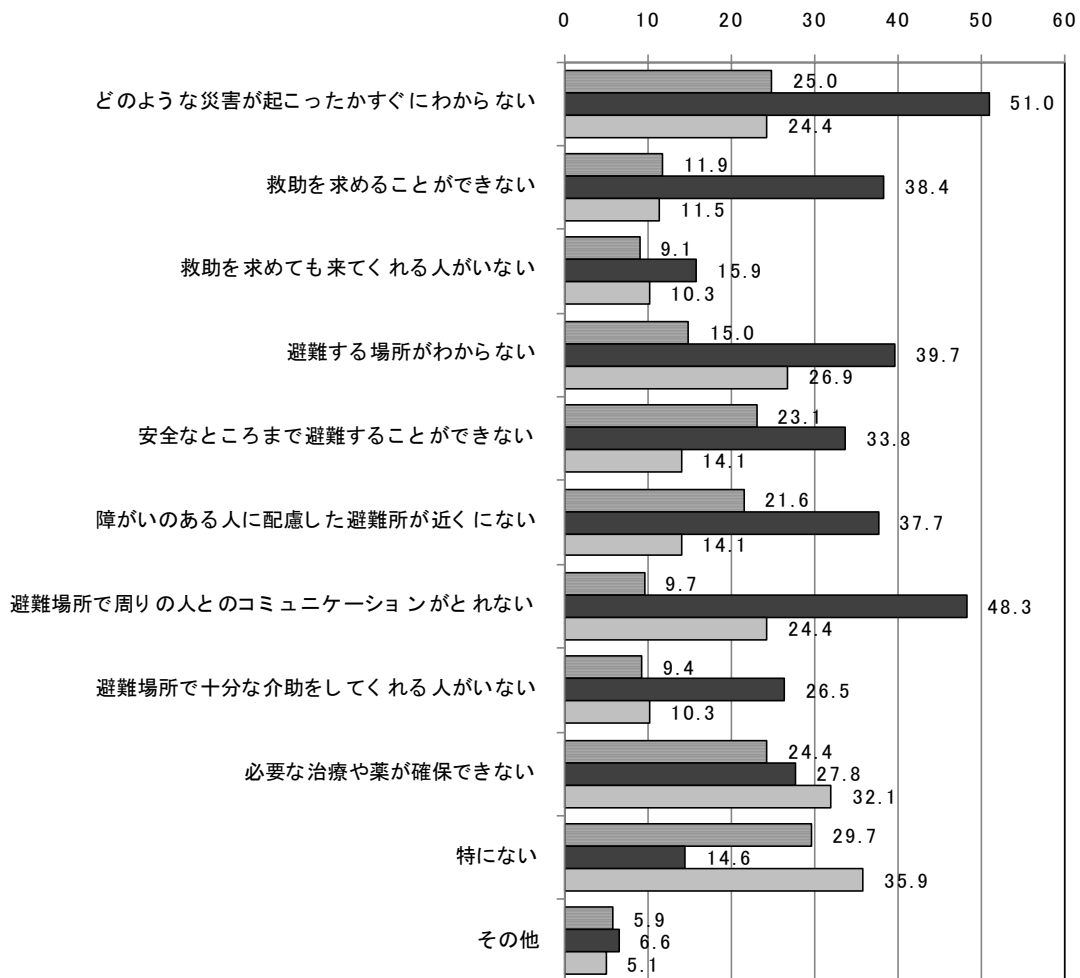
 どちらとも

 わからない

⑭ 火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが不安ですか。

知的障がいのある人では、大半の項目において他の障がいのある人よりも不安のある割合が高くなっています。中でも、「どのような災害が起こったかすぐにわからない」(51.0%)、「避難場所で周りの人とのコミュニケーションがとれない」(48.3%)、「避難する場所がわからない」(39.7%)、「救助を求めることができない」(38.4%)、「障がいのある人に配慮した避難所が近くにない」(37.7%)は他の種別と比較してポイントが高くなっており、不安の大きさが表れています。

日常的に薬を服用している人の割合が多いと思われる、精神障がいのある人では、「必要な治療や薬が確保できない」(32.1%)という回答が最も高くなっています。

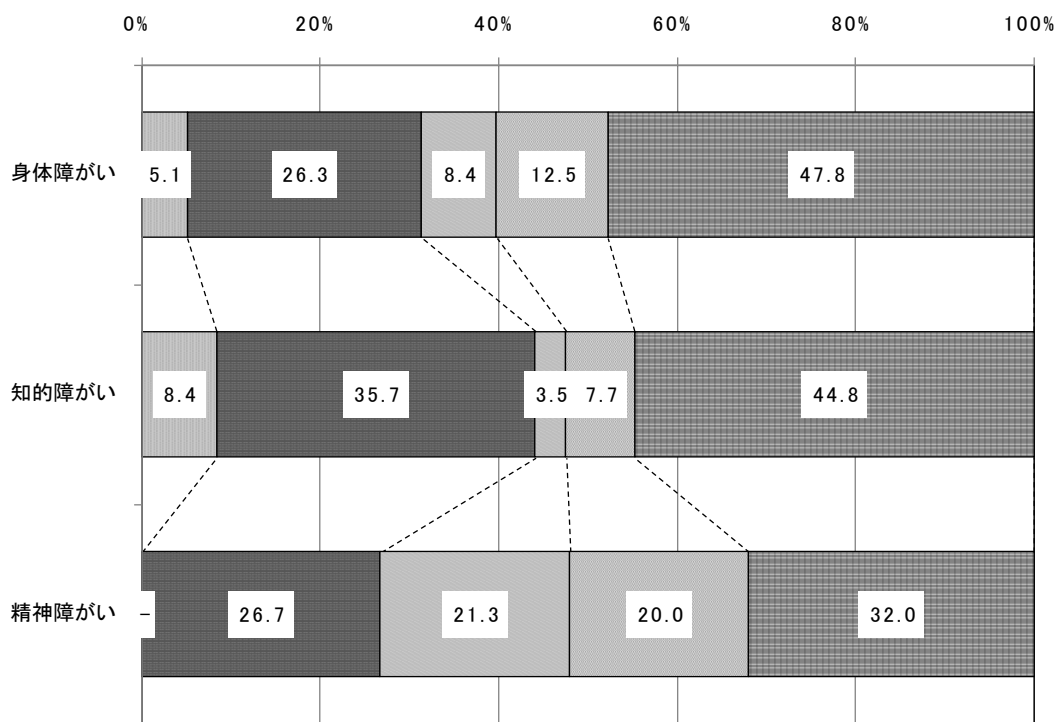


■ 身体障がい ■ 知的障がい ■ 精神障がい

⑮あなたは、災害時の避難支援（災害時に地域に情報を伝達するなど）のために、個人情報や災害時要援護者台帳に登録することを望みますか。

身体障がいのある人では、「すでに登録している」または「登録したい」人は31.4%、知的障がいのある人では44.1%となっています。

一方、精神障がいのある人では、既に登録しているひとはおらず、「登録したくない」または「登録する必要がある」という回答が41.3%に達しています。



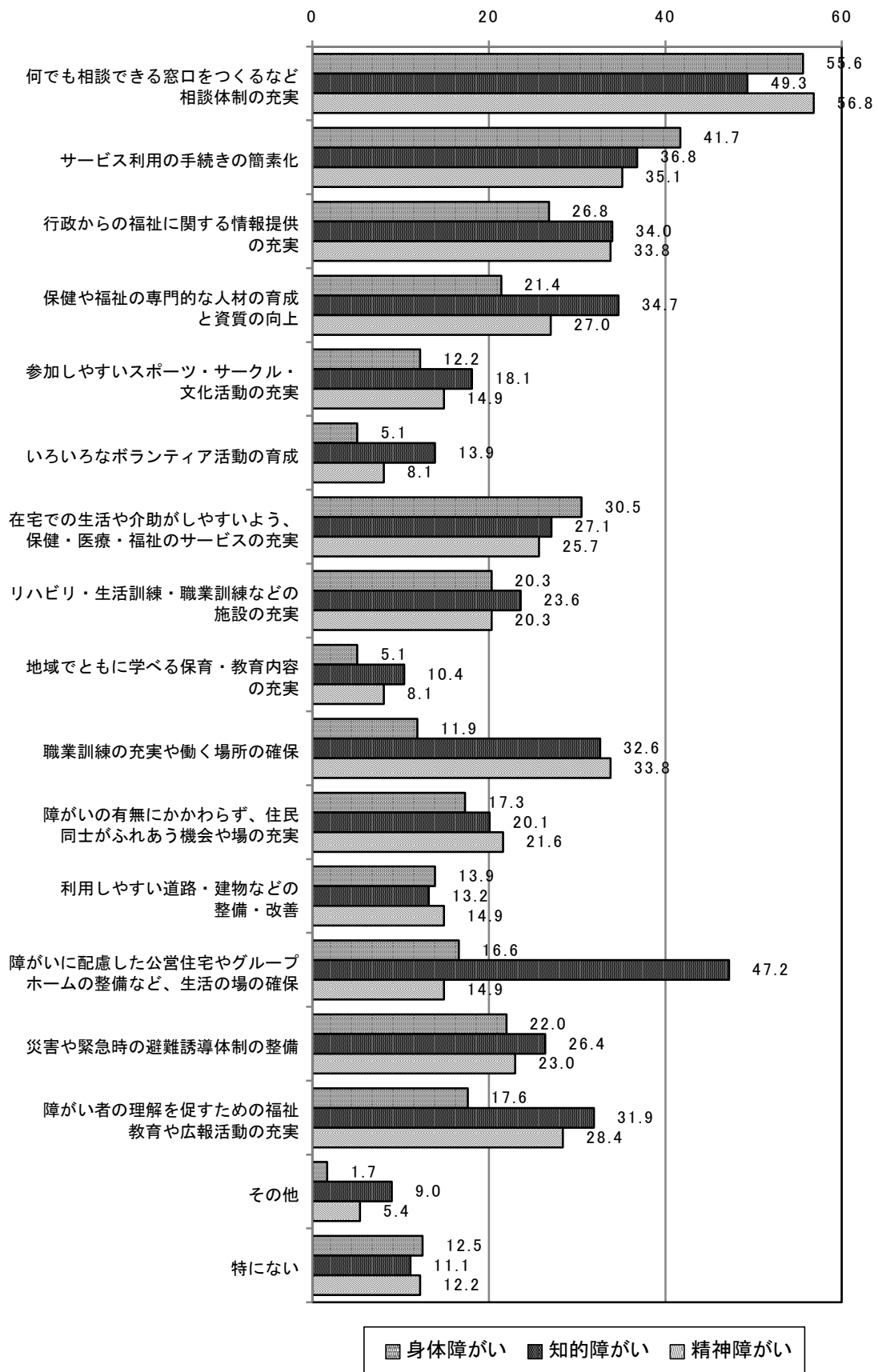
すでに登録している
 登録したい
 登録したくない
 登録する必要がある
 わからない

⑩あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だとお考えですか。

すべての障がい種別において「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。身体障がいのある人においては、「サービス利用の手続きの簡素化」(41.7%)、「保健・医療・福祉のサービスの充実」(30.5%)が高くなっています。

知的障がいのある人については、「障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保」が47.2%と2番目に高くなっています。

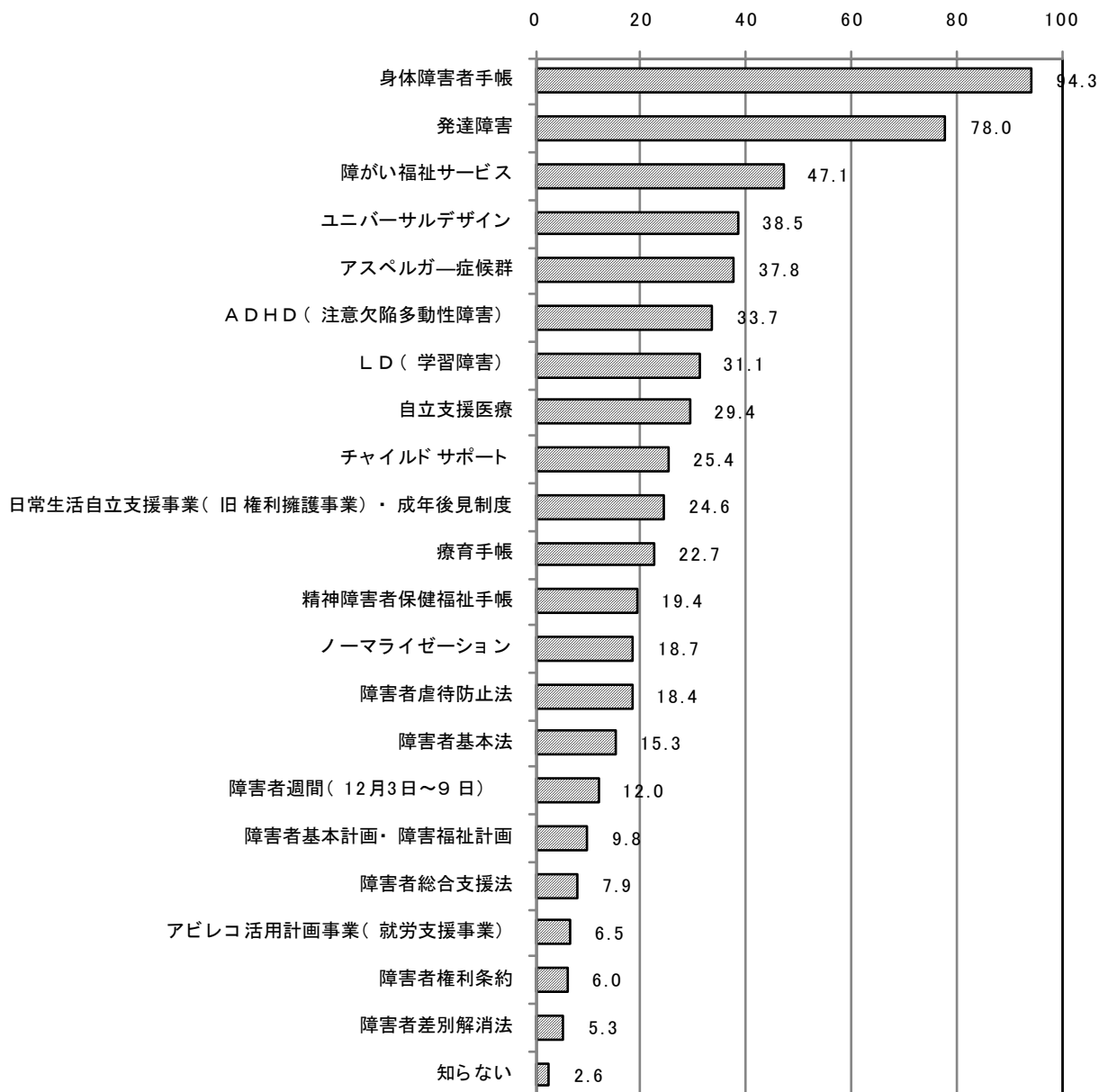
精神障がいのある人については、「職業訓練の充実や働く場所の確保」(33.8%)が高くなっています。



2 一般市民

①あなたは次の言葉などをご存知ですか。

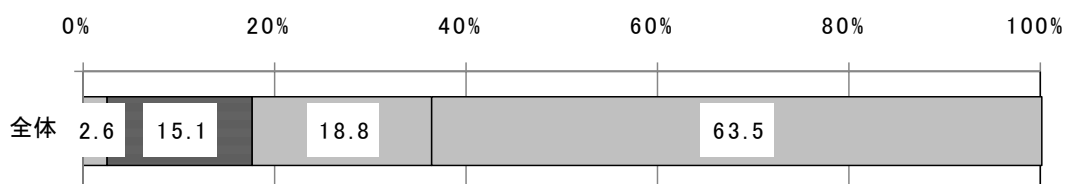
「身体障害者手帳」(94.3%)や「発達障害」(78.0%)は認知度が高く、法律や事業計画等に関する言葉は認知度が低い傾向がみられます。



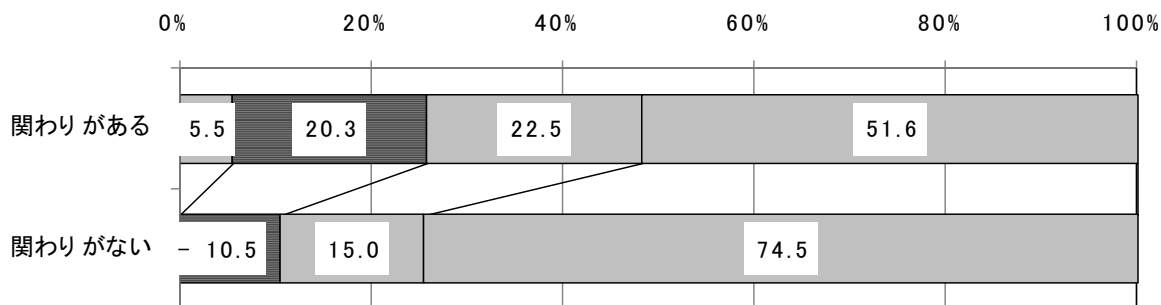
**②あなたは、障がいのある人が、差別を受けたり、いやな
思いをしているのを、見たり聞いたりしたことがありますか。**

障がい者のある人との関わりがある人は「よくある」「時々ある」「何度かある」など、見聞きをしたことがある人が48.3%と高く、障がいのある人全体の結果を11.8ポイント上回っています。

一方、障がいのある人との関わりがない人は「まったくない」という回答が74.5%と最も多くなっています。



障がいのある人との関わり別

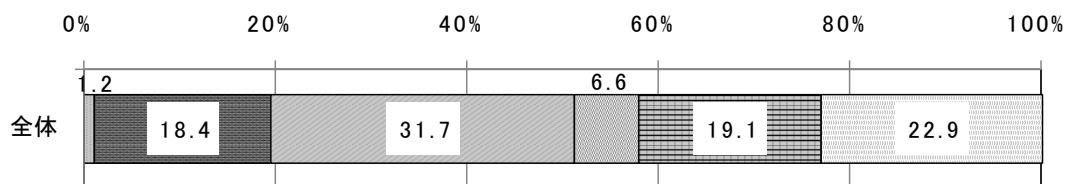


■よくある ■時々ある ■何度かある ■まったくない

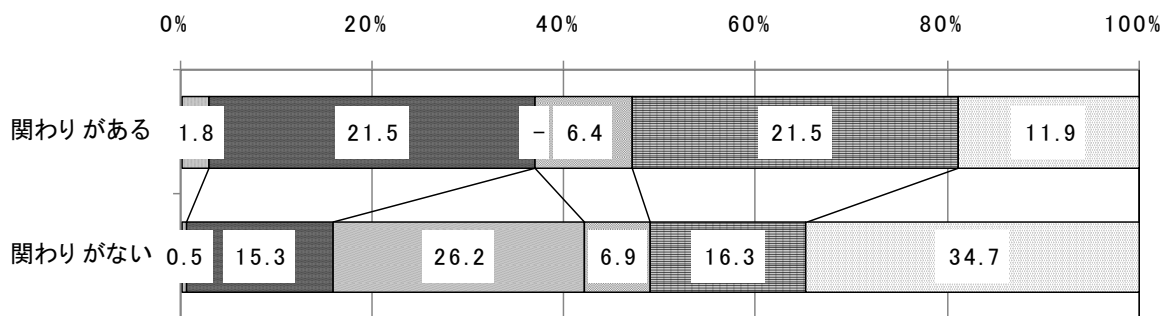
③あなたは、障がいのある人に対する市民の理解について、どのように感じていますか。

障がいのある人との関わりがある人では「ある程度深まったと思う」(21.5%)、「どちらとも言えない」(21.5%)という回答が多くなっています。

一方、関わりがない人では「わからない」(34.7%)、「あまり深まっていないと思う」(26.2%)という回答が多く、「かなり深まったと思う」「ある程度深まったと思う」など『理解が深まった』と思っている人は15.8%で、障がいのある人全体の結果より低くなっています。



障がいのある人との関わり別

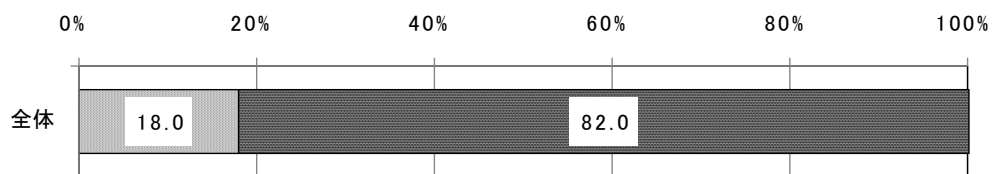


かなり深まったと思う
 ある程度深まったと思う
 あまり深まっていないと思う
 まったく深まっていないと思う
 どちらとも言えない
 わからない

④あなたは障がいのある人と関わるボランティア活動や交流活動に参加したことがありますか。

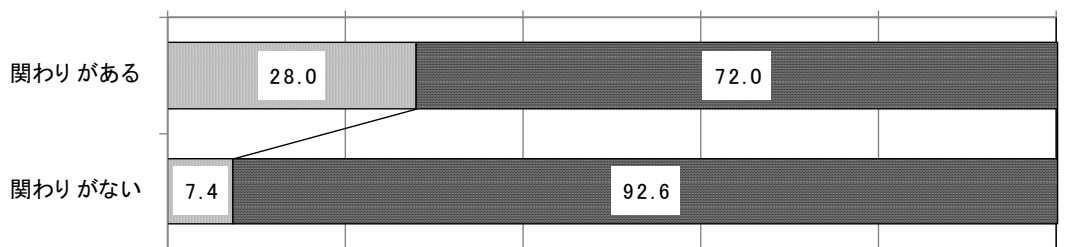
ボランティア活動や交流活動に参加したことがない人が82.0%と、多数を占めています。

障がいのある人と関わるボランティア活動や交流活動に参加したことがある人を年齢別でみると、20歳代が23.8%、50歳代が23.5%とやや多くなっており、障がいのある人全体の結果を約5ポイント上回っています。



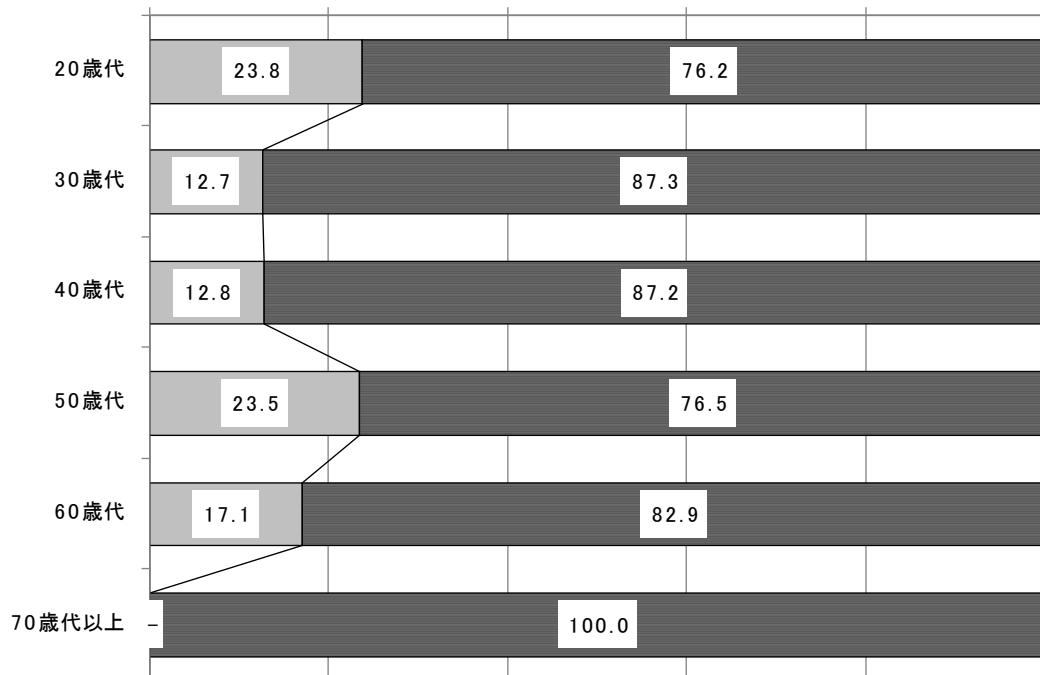
0% 20% 40% 60% 80% 100%

障がいのある人との関わり別



0% 20% 40% 60% 80% 100%

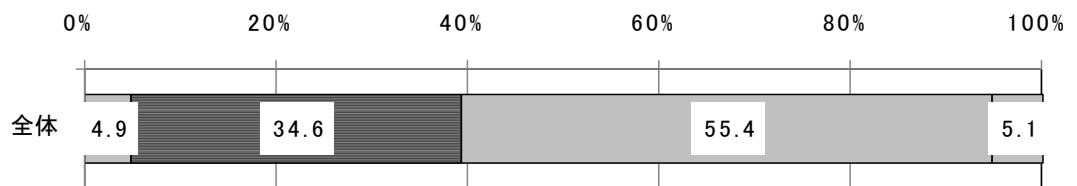
年齢別



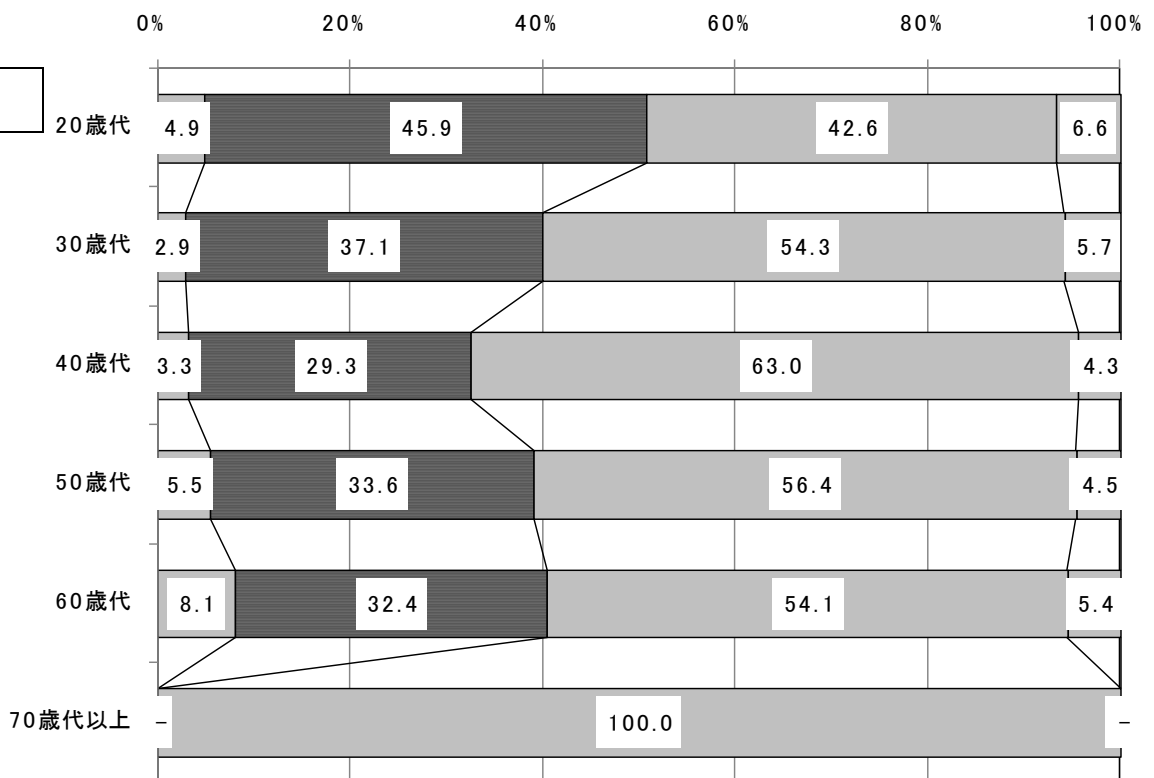
■ 参加したことがある
■ 参加したことがない

⑤あなたは、今後ボランティア活動や交流活動に参加したいですか。

「参加したい」「機会があれば参加したい」など『参加したい』意思を持つ人は、20歳代（それぞれ4.9%、45.9%）が最も多く、続いて60歳代（8.1%、32.4%）が多くなっています。一方、40歳代では『参加したい』意思を持つ人は32.6%と、70歳以上を除いて最も低くなっています。



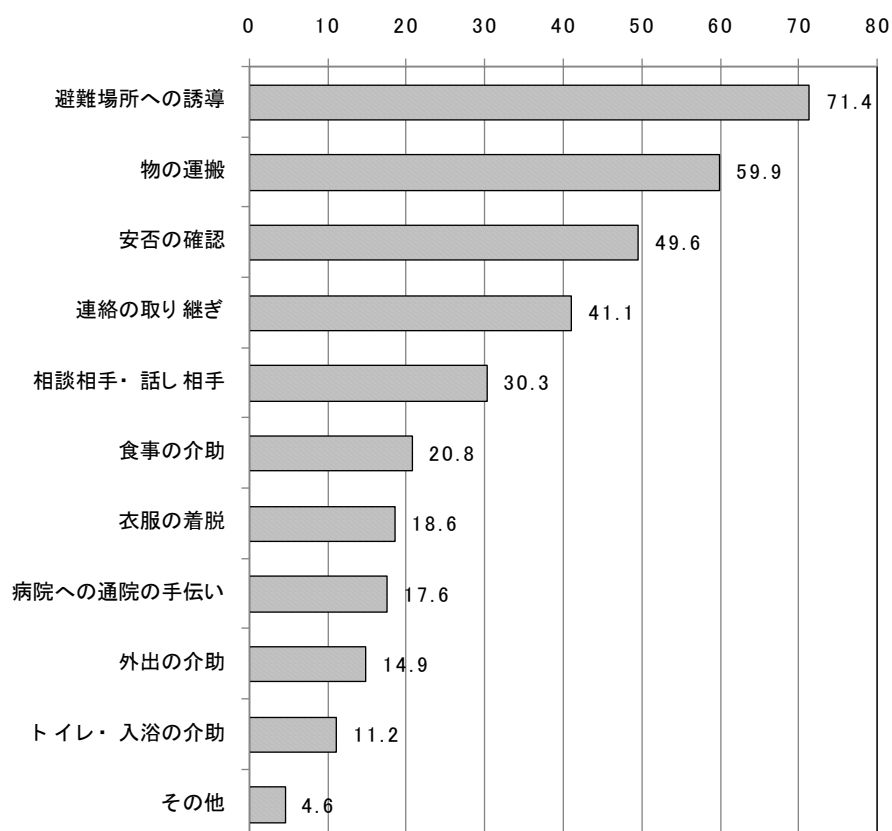
年齢別



■ 参加したい ■ 機会があれば参加したい ■ どちらともいえない ■ 参加したくない

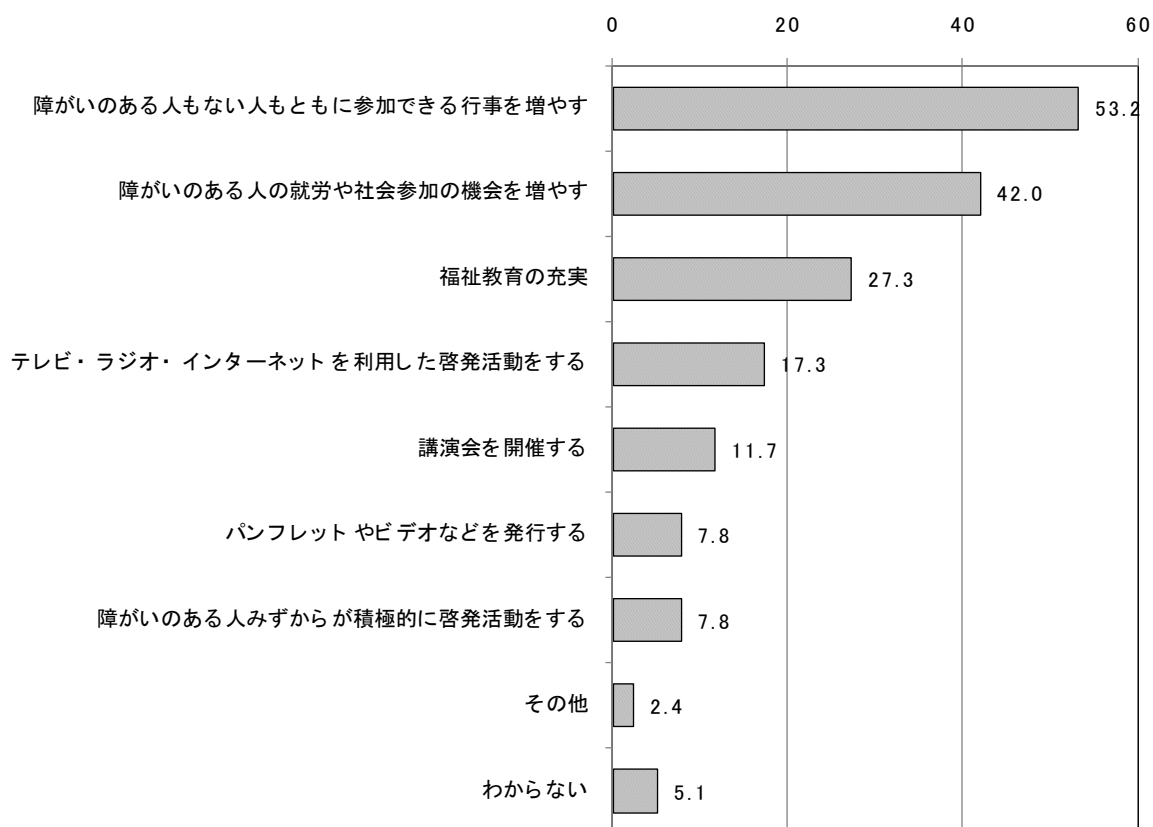
⑥あなたは、災害時に、障がいのある人に対してどのようなことができますか。

「避難場所への誘導」が71.4%と最も多く、次いで「物の運搬」(59.9%)、「安否の確認」(49.6%)、「連絡の取り継ぎ」(41.1%)、「相談相手・話し相手」(30.3%)という回答が続いています。



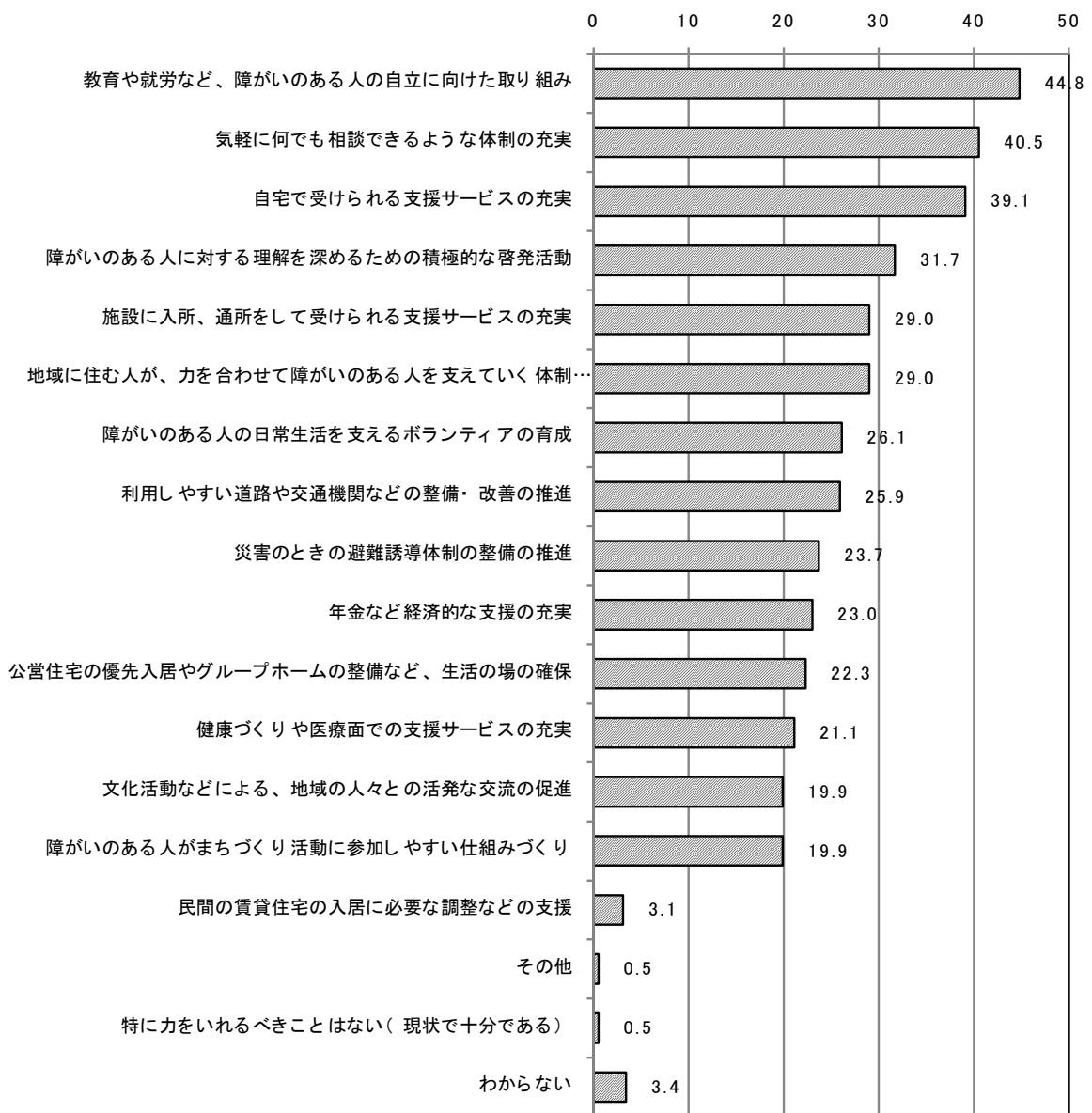
⑦障がいや病気に対する正しい理解のために、あなたは、どのようなことが必要だと思いますか。

障がいや病気に対する正しい理解のために、「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」(53.2%)、「障がいのある人の就労や社会参加の機会を増やす」(42.0%) 必要があるという回答が上位にあげられました。



⑧今後の障がい施策を進める上で、特に力を入れるべきことは何だとお考えですか。

障がいや病気に対する正しい理解のために、「障がいのある人もない人もともに参加できる行事を増やす」(53.2%)、「障がいのある人の就労や社会参加の機会を増やす」(42.0%) 必要があるという回答が上位にあげられました。



Ⅲ部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画において「みんなが支えあういきいきとしたまち いなべ」を基本理念に掲げ、社会との関わりの中で、障がい者一人ひとりを起点とした支援策と機会づくり、環境づくりを展開してきました。

本計画の策定にあたり、障がい者の現状やアンケート調査の結果等を踏まえつつ、障がい福祉施策の継続性を鑑み、本計画における基本理念は、前計画から引き続き、以下の通りとします。

みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ

本市では、「いなべ市総合計画 いきいきプラン」において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』を将来像として定め、市民一人ひとりが輝く、いきいきとしたまちづくりに取り組んでいます。

地域の中で一人ひとりが、いきいきと生活するには、障がいのある人を含めたすべての人々が、相互に個性を尊重し、認め合うことが大切です。

社会参加などによる生きがいくりの充実を図り、障がいのある人の主体的な生活を支援し、自らの障がいに応じた自立生活を地域の中で実現できるよう、見守りや声かけなどによる支え合いを通して、安心できる地域生活の基盤整備を進めていきます。

心ふれ合う支え合いの地域づくりをめざして、いなべ市総合計画の将来像である「いきいき笑顔応援のまち」の実現に向けて「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を本計画の基本理念とします。

2 基本的視点

障がいのある人が自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図っていく必要があります。これまでに推進されてきた障がい者福祉に関する考え方などを踏まえ、以下に示す基本的視点のもとに施策の展開を図るものとします。

1 人権の尊重と理解促進

障がいの種別や程度あるいは環境などの、それぞれ違いを踏まえつつ、人間としての誇りと尊厳を保ちながら、その人らしく生きることができるよう、人権の尊重を基本として支援に努めます。また、周囲の障がい者への理解の促進に努めます。

〔関連する基本施策〕

- 1－（１）広報・啓発活動の推進
- 1－（２）人権・福祉教育の推進
- 1－（３）権利擁護の推進

2 相談支援体制の充実

年齢、障がい程度、障がい種別ごとに異なるさまざまな生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図るため、福祉、教育、就労など幅広い分野にわたって市役所内の関係各課及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

〔関連する基本施策〕

- 2－（４）相談支援体制の充実

3 生きがいづくりのための支援

障がいのある人が、自由に意志を表示し、活動できるような環境を保障するため、日中活動の場や社会参加を促す環境整備など障害福祉サービスの提供体制を整備します。

[関連する基本施策]

- 1－（３）社会参加の促進
- 1－（４）スポーツ・文化活動への参加促進
- 1－（５）福祉マンパワーの活用
- 2－（１）福祉サービスの充実
- 2－（２）生活支援の充実
- 2－（６）安全・快適な公共施設等の整備
- 3－（１）心と体の健康保持
- 3－（２）医療体制の充実

4 障がいのある子どもへの支援

一人ひとりの健やかな発達を最大限確保するため、それぞれの障がいの状況に応じた療育体制を充実するとともに、就学前から卒業後も含め、切れ目のない継続的な支援を実施します。

[関連する基本施策]

- 4－（１）就学前児童への支援
- 4－（２）学校教育の充実
- 4－（３）途切れのない支援体制の整備

5 就労支援の充実・強化

障がいがあっても「働きたい」という意欲や希望のある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら、さまざまな就労活動への支援を充実します。

〔関連する基本施策〕

- 5－（１）雇用に向けた支援の充実
- 5－（２）多様な働き方への支援

6 災害時対策の推進

地域社会において、安全かつ安心して生活を営むことができるように、障がい者の実情に応じた施策の推進を図ります。災害時には、円滑な避難ができる体制づくりを進めます。

〔関連する基本施策〕

- 2－（５）防災・防犯対策の充実

3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

みんなが支え合ういきいきとしたまち
いなべ

1 理解と交流の促進

(1) 広報・啓発活動の推進

(2) 人権・福祉教育の推進

(3) 社会参加の促進

(4) スポーツ・文化活動への参加促進

(5) 福祉マンパワーの活用

2 自立した生活への支援

(1) 福祉サービスの充実

(2) 生活支援の充実

(3) 権利擁護の推進

(4) 相談支援体制の充実

(5) 防災・防犯対策の充実

(6) 安全・快適な公共施設等の整備

3 保健・医療体制の充実

(1) 心と体の健康保持

(2) 医療体制の充実

4 保育・教育体制の充実

(1) 就学前児童への支援

(2) 学校教育の充実

(3) 途切れのない支援体制の整備

5 雇用支援と就労支援

(1) 雇用に向けた支援の充実

(2) 多様な働き方への支援

IV部 障がい者計画

1 理解と交流の促進

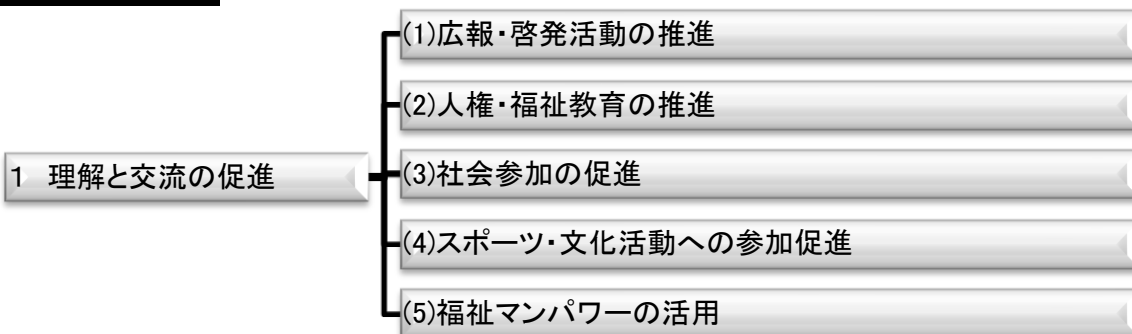
心ふれ合う支え合いの地域づくりを進めていくためには、幅広く市民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深めるとともに、それに基づく協力・支援が必要です。

本市では、市内で行われるイベントでの障がいへの理解を深めるための啓発活動や研修等により、幅広く障がいへの理解を深める広報を行っています。また、市の広報誌に発達障がいに関するコラムを連載することで、市民に幅広く発達障がいへの正しい理解の普及に努めています。児童に対しては、総合学習推進事業を通して、社会福祉協議会と学校とが連携した福祉教育を推進しています。

障がいについての理解を深めるためには、実際に障がいのある人と交流を持つことも重要です。障がいのある人にとっても地域住民との交流は社会参加のひとつであることから、両者にとって得るものが大きい取り組みです。イベントでのパンやそばなどの販売や、地域住民とともにバザーを行うなど、地域との交流をすすめています。

発達障がいをはじめ、障がいへの理解を深める啓発活動を引き続き行うとともに、障がいのある人にも参加しやすいイベントを開催することで、障がいのある人の社会参加を促進する必要があります。また、障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、マンパワーの確保と活用に努める必要があります。

施策体系



(1) 広報・啓発活動の推進

広報による障がいに関する情報提供や、イベントなどの機会における啓発など、障がいへの理解を深める啓発活動を積極的に進めるとともに、きめ細やかな情報提供を行います。

No.	施策	内容	担当課
1	障がいのある人向けの広報等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう、「声の広報」の配布や読上げ装置（日常生活用具）の給付などを通じて、情報提供に努めるとともに、広く利用を促すため周知に努めます。 	広報秘書課 社会福祉課
2	情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の意見を取り入れたホームページ、広報誌を作成するため、定期的に議論を行うなど、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制を整備します。 	広報秘書課 社会福祉課
3	広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉の制度やサービスの概要などをまとめた「福祉のしおり」を作成し、手帳交付時や窓口での相談時に配布します。 ● 民生委員や障がい者団体などの支援者への説明の際に、障がい福祉に関する制度の周知を図ります。 	社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
4	啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権連続講座の開催や、市民による人権機関「メシェレいなべ」とも連携し、人権週間期間中の街頭啓発活動や、「市民人権フェスティバル」などの機会を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、周知方法を工夫し、多くの市民の参加を促します。 ● 庁内や事業所においては、研修などの機会を通じた啓発を行います。 	人権福祉課 社会福祉課 職員課

(2) 人権・福祉教育の推進

学校や関係機関の教育活動を通じ、発達障がいをはじめ、障がいのある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進し、地域の中で障がいのある人が安心して暮らせるよう環境を整備します。

No.	施 策	内 容	担当課
5	発達障がいへの理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がいの早期発見・早期支援につなげられるよう、「子育てハンドブック」やチャイルドサポートに関するパンフレットなどで情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。 ● 障がい児子育て支援事業の周知に努め、参加促進を図ります。 	健康推進課 こども家庭課 学校教育課 発達支援課 社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
6	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車いす体験などの各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。 ● 総合学習の中で、発達段階に応じた福祉教育を推進します。 	学校教育課

(3) 社会参加の促進

地域における各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する正しい理解を促進します。

No.	施 策	内 容	担当課
7	地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人との交流やふれ合いなど、障がいのある人とともに活動する機会の充実に努めます。 	社会福祉課
8	選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種選挙における投票の際には、投票所の状況に応じて、車での乗り入れやスロープを設置するなど、投票しやすい環境の整備を行います。 	総務課

(4) スポーツ・文化活動への参加促進

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動などへの参加を促進し、地域の中での生きがいづくりを支援します。

No.	施策	内容	担当課
9	スポーツ活動の参加機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人のスポーツニーズに対応するため、体育協会などのスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催などを支援します。 	生涯学習課 社会福祉課
10	文化活動の参加機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者等による障がいのある人に対応した教室や講座を開催するよう努めます。 ● 中央図書館の整備にあたり、大活字本及び点字図書の充実に努めるとともに、「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備規準を遵守します。 	生涯学習課

(5) 福祉マンパワーの活用

サービスなどの担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用により、障がいのある人の多様化するニーズに対応します。

No.	施策	内容	担当課
11	ホームヘルパー等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援協議会を通じて事業所の誘致に取り組むとともに、ホームヘルパーなどの障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のため、研修への参加を促進するなど支援に努めます。 	社会福祉課
12	手話通訳・要約筆記奉仕員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣事業を継続して行うとともに、講座開催などを広域的に計画し、手話通訳・要約筆記奉仕員等の育成や確保に努めます。 	社会福祉課
13	ボランティアに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。 ● 個々の要望や課題に迅速に対応できるよう、市民活動センター事業の民間委託を進めます。 ● ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対し、情報の提供や講座の開設などの支援を行います。 	市民活動室

2 自立した生活への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいに応じた各種のサービスが確保されることが重要です。

本市では、市内事業所の職員や利用者の保護者で構成される自立支援協議会を立ち上げ、情報共有や連携が行われるように取り組んでいます。

平成 24 年度に「障がい者総合相談支援センターそういん」のいなべ・東員分室が開設され、また、サービス等利用計画を作成する計画相談支援を進めています。また、身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、障害者相談員による相談や「心配ごと相談」などの各種相談を実施しています。

障がいのある人の人権や財産などを守るため、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、権利擁護事業の支援をするとともに、虐待を防止するため、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応に努めています。

災害対策については、防災セミナー等の開催及び啓発活動を進め、一部の自治会で災害時要援護者名簿が作成されました。また、市内の 8 法人と福祉避難所の協定を締結しています。

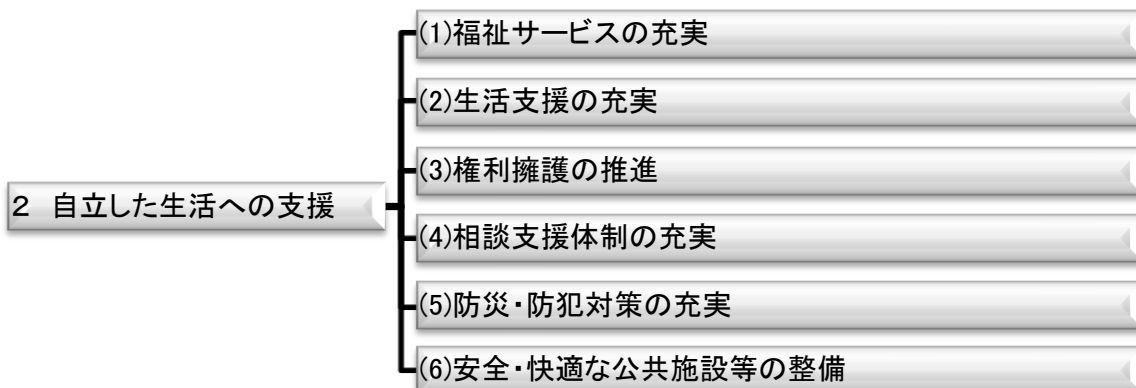
アンケート調査によると、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、相談窓口を充実させるために必要なこととして、「自分の住んでいる身近な場所で相談ができること」がそれぞれ最も多くなっており、相談窓口の周知が望まれます。

入所施設等からの地域生活への移行を進めるため、また、家族介護者の高齢化に対応していくためには、グループホームをはじめとする各種の障害福祉サービスの種類と量を増やしていくよう取り組みを進める必要があります。

相談支援については、サービス利用の申請をする人すべてに相談支援専門員を配置し、サービス等利用計画の作成により、利用者のニーズに適合したサービス支給を図る必要があります。さらに、障害福祉サービスや権利擁護事業等の制度を必要としているにもかかわらず、利用に至っていないケースもあることから、利用に結びつけていく取り組みも必要です。

災害対策については、引き続き啓発活動を進め、福祉避難所については、実際の災害を想定した具体的行動の検討を行う必要があります。

施策体系



(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、また、家族介護者の負担を軽減するため、各種障害福祉サービスの確保に努めます。

No.	施策	内容	担当課
14	訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を通じて事業所の誘致に取り組むとともに、訪問系サービスの充実を図り、障がいのある人の居宅での生活を支援します。 	社会福祉課
15	日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の状況に応じて、生活介護や自立訓練などのサービスを提供します。 	社会福祉課
16	居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの開設を推進します。 	社会福祉課
17	地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や介護者の地域生活を支援するため、日中一時支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業の充実に努めます。 	社会福祉課

No.	施策	内容	担当課
18	家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所事業などの充実を図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減に努めます。 	社会福祉課
19	福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援協議会を通じて事業者間の情報共有や連携を図り、質の高いサービス提供が行えるよう支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。 	社会福祉課

(2) 生活支援の充実

障がいのある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当の支給や助成を行うとともに、地域移行に向けた支援を行います。

No.	施策	内容	担当課
20	医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費助成制度の周知に努めるとともに、適正な助成に努めます。 	保険年金課
21	障がいのある子どもへの就学奨励、補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童生徒の就学を促進するため、特別支援学級に在籍の児童生徒に対し、必要経費の扶助を行います。 	学校教育課
22	各種手当等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図り、支給を行います。 	社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
23	交通費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● タクシー料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。 ● 利用者のニーズを把握し、年間利用回数の上限について検討します。 	社会福祉課
24	障がいのある人の地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、受け皿となるグループホームの開設を推進するとともに、在宅サービスの充実に努めます。 	社会福祉課
25	自立支援協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携を強化し、中心的役割を担う自立支援協議会の充実に努めます。 	社会福祉課

(3) 権利擁護の推進

障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、成年後見制度と権利擁護事業の制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

No.	施 策	内 容	担当課
26	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障がい・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業の制度の周知と利用の促進を図ります。 	社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
27	いなべ市成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいにより判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定の尊重と権利擁護を図るため、成年後見制度について、相談窓口の周知や制度の普及啓発を図るとともに、対象者の把握に努め、事業の利用促進を図ります。 	社会福祉課 長寿福祉課
28	虐待防止に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援が行えるよう、関係機関との連携を強化するとともに、研修等による対応職員の資質向上に努めます。 ● 障がいのある児童については、学校、保育所(園)等との連携を強化し、研修等により認識の統一を図り、虐待防止の取り組みを進めます。 	こども家庭課 社会福祉課

(4) 相談支援体制の充実

障がいのある人のさまざまな相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、各種相談窓口の周知に努め、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

No.	施 策	内 容	担当課
29	身近な相談員による相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、「心配ごと相談」、「人権相談」、障害者相談員による相談等の各種相談窓口の周知に努めます。 	人権福祉課 社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
30	専門機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所、障害者相談支援センター、こころの医療センター等の専門機関との連携を図り、円滑な相談支援を実施します。 	社会福祉課
31	基幹相談支援センター設置に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人への総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制を整備するため、障がい者総合相談支援センター（そういん分室）の充実に努めるとともに、基幹相談支援センターの広域的な設置を検討します。 	社会福祉課

（５）防災・防犯対策の充実

地域防災力（消防団、自主防災組織）の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活など、防災体制の充実を図ります。

No.	施 策	内 容	担当課
32	防災情報の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、災害時要援護者避難支援制度を推進し、地域の共助により情報を直接伝達できる体制を構築します。 	危機管理課

No.	施 策	内 容	担当課
33	災害時要援護者避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の避難等に支援が必要な障がいのある人を自治会等で支援する取り組みについて周知し、実施率の向上に努めます。 ● 避難行動要支援者名簿について周知に努め、整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。 ● 避難行動要支援者名簿に基づき、関係者と連携し、具体的な避難方法についての個別計画を策定します。 	危機管理課 人権福祉課 社会福祉課
34	災害時における医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 桑員地域の災害時医療対策協議会を中心に、地域の医師会や消防・警察などと連携を図り、地域における災害時の医療体制の整備・充実を図ります。 	健康推進課
35	障がいのある人に配慮した避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所について、障がいのある人に配慮した避難所と施設本来の機能が両立する方策を検討するとともに、災害時要援護者対策用資機材の整備を進めます。 ● 福祉避難所の協定を結んだ事業所が災害時に機能するよう、実際の災害を想定した具体的な行動の検討を行います。 	危機管理課 人権福祉課 社会福祉課

No.	施策	内容	担当課
36	防犯対策の啓発、防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に、いなべ市生活安全協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携強化を図ります。 ● 防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動の推進に努めます。 	総務課
37	防災対策の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者による自助・共助についての講演会を実施するなど、防災についての啓発を継続的にを行います。 	社会福祉課

(6) 安全・快適な公共施設等の整備

障がいのある人が、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるよう、外出しやすい環境の整備を行い、社会参加などにつなげます。

No.	施策	内容	担当課
38	公園、道路等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園、道路などの改修や整備時には、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化を進めます。 	都市整備課 建設課
39	障がいのある人に配慮した公共交通機関の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉バスなどの公共交通機関について、障がいのある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。 	交通政策課
40	施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「バリアフリー新法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、新設・既存施設のバリアフリー化を推進します。 	生涯学習課 こども家庭課 社会福祉課 長寿福祉課

3 保健・医療体制の充実

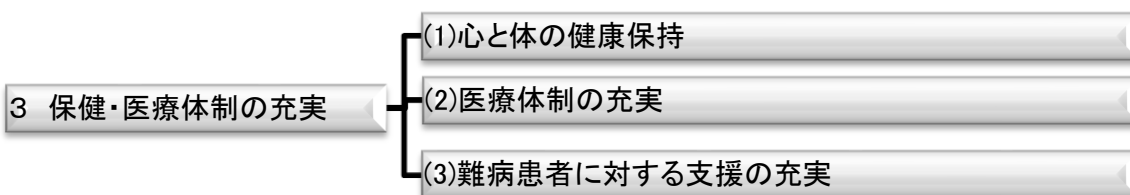
障がいのある人を含めた誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、障がいの発生予防や疾病の早期発見・早期治療、健康の維持増進のための取り組みについて、継続的な支援が求められています。また、障がいのある人の多くは通院が必要な疾病を抱えており、適切な医療を受けられる医療体制は重要です。

本市では、乳幼児健診や特定検診、各種がん検診など、各年齢に応じた健診(検診)等を実施し、疾病の予防・早期発見・早期対応に努めています。相談については、新たな専門職を加えるとともに、関係機関と定期的な会議を開催するなど、連携して取り組んでいます。

医療については、障がいのある人の歯科治療の受診機会を確保するため、桑員歯科医師会と連携し、県事業の「みえ歯ートネット事業」を行っています。また、いなべ医師会による在宅医当番制度(一次救急医療)や中核病院であるいなべ総合病院の病院群輪番制度(二次救急医療)及び24時間救急医療体制の維持・確保のため財政支援を実施しています。

現在の体制を継続し、障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、保健・医療・福祉がこれまで以上に連携し、保健・医療サービスの提供体制の充実を図る必要があります。また、入院中の精神障がいのある人の退院、地域移行を推進するため、精神障がいのある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策を推進する必要があります。

施策体系



(1) 心と体の健康保持

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取り組みを進めます。

No.	施策	内容	担当課
41	就学前における支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 発育・発達について指導・助言のできる人材を確保し、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「1歳6か月児健診」、「3歳6か月児健診」などの定期健診の充実と保護者の支援に努めます。 ● 発育・発達についてきめ細かな支援を行うため、保育所(園)や関係各課と連携を図り、途切れのない支援に努めます。 	健康推進課
42	各種健診・予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。 	健康推進課
43	肢体不自由児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 肢体不自由児に対し、相談支援を行い、本人の生活環境の改善や家族介護者の負担軽減などにつなげます ● 医療機関、福祉事業所、保健師が連携し、医療的ケアが必要な肢体不自由児の日中活動の場の確保を図ります。 	社会福祉課
44	精神保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実するとともに、医療が必要な場合は医療機関につなげていきます。 	社会福祉課

(2) 医療体制の充実

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を図り、医療体制の充実を図ります。

No.	施策	内容	担当課
45	歯科治療の受診機会の確保	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、訪問歯科診療などにより、歯科治療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課
46	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">いなべ医師会の在宅医当番制度、病院群輪番制病院制度、いなべ総合病院救急医療事業に対して財政支援を行い、救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課

(3) 難病患者に対する支援の充実

難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

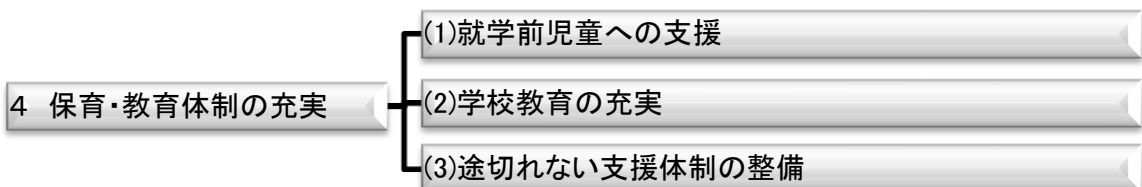
No.	施策	内容	担当課
47	難病患者に対する支援	<ul style="list-style-type: none">制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所等関係機関との連携を図ります。	健康推進課

4 保育・教育体制の充実

本市では、支援が必要な子どもを早期に発見し対応するため、各種健診や育児相談において発達状況を確認するとともに、保育所(園)に特別支援保育コーディネーターを1名配置し、体制を整えています。また、「チャイルドサポート事業」により、母子保健・保育・教育・障がい福祉の各部門が連携し、障がいのある子どもを含めたすべての子どもに対し、途切れのない支援を行うとともに、支援が必要な子どもに対しては、相談支援ファイルである「ハピネスファイル」の活用を進めています。また、就学前から就学に向けての引き継ぎを円滑に行うため、市内全保育所(園)の年長児を対象に就学アセスメントを行うとともに、全小学校新1年生を対象に訪問を実施しています。しかし、義務教育終了後のハピネスファイルの活用を含めた支援の引き継ぎがまだ十分ではなく、体制の強化が求められています。また、近隣市に放課後等デイサービス事業所が開設され、障がいのある児童の放課後等の居場所は充実してきていますが、定員超過により希望しても利用できない状況や、地域の放課後児童クラブでは受け入れられない状況があり、居場所の確保に努める必要があります。

一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、持てる力を十分に発揮できるよう、各分野の連携を密にし、「チャイルドサポート事業」により途切れのない支援を行うとともに、保育士・教員等の資質向上や保育・教育環境の整備等により、障がいのある子どもの保育・教育体制の充実を図る必要があります。

施策体系



(1) 就学前児童への支援

障がいのある子どもが、乳児期から幼児期にかけて専門的な教育相談・支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を図り、支援に努めます。

No.	施策	内容	担当課
48	保育士等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関が開催する研修会に積極的に参加するとともに、言語聴覚士や県特別支援学校教諭による巡回研修・相談の機会を捉え、専門的な知識の習得を図ります。 	こども家庭課
49	発達障がいの子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がいの早期発見、早期支援を行うため、保育所(園)と県や市の関係機関との連携を強化します。 ● 3歳以上児に対し、発達チェックリスト(CLM)による発達確認に基づいた個別指導計画を作成します。 ● はなまるタイム・ステップアップ教室を行い発達を支援します。 	健康推進課 こども家庭課 発達支援課
50	多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援保育コーディネーターが中心となり、園内支援検討会を開催するなど園内での職員の資質向上を図り、柔軟な受け入れ態勢を整備します。 	こども家庭課

No.	施 策	内 容	担当課
51	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てガイドブックなどを活用し、県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、学校、保育所(園)等の身近な機関で相談することにより、適切な支援を受けられる体制を整備します。 ● 子育て支援センターに来所できない保護者に対する支援策として地域の公民館や空き地を利用した「出前広場」や「出前テント広場」事業を継続実施します。 ● チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザーや心理士・言語聴覚士などの専門職による相談支援を実施します。 	<p>こども家庭課 発達支援課 健康推進課</p>
52	保護者への子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもの保護者に対し、保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児への不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。 ● 教育・保育機関だけでなく、子どもに関する福祉機関にも事業の周知を図ります。 	<p>社会福祉課</p>
53	保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭課と発達支援課が連携し、保育所(園)に通っている障がいのある子どもに対し、チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザー、心理士、言語聴覚士、理学療法士による訪問指導を実施します。 	<p>こども家庭課 発達支援課</p>

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や教員の専門性の向上に努めます。

No.	施策	内容	担当課
54	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な就学指導を行うとともに、特別支援コーディネーターの研修などの充実を図ります。 	学校教育課
55	教育上の相互理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。 	学校教育課
56	学校施設、設備、教育備品の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設のバリアフリー化を進めるため、校舎改修時に改修を行います。 ● 特別支援学級の教材備品について、予算措置を行い、教材等の充実を図ります。 	教育総務課 学校教育課
57	教員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修等の充実を図ります。 ● 特別支援教育支援員の確保に努めます。 	学校教育課
58	放課後等の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業所、放課後等デイサービスの充実に努めるとともに、市内への参入促進に努めます。 	社会福祉課

(3) 途切れない支援体制の整備

障がいのある子どもが将来自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した本市独自のきめ細かな支援システム（チャイルドサポート）の構築を進めます。

No.	施策	内容	担当課
59	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関係機関及び教育関係機関などが連携を強化し、チャイルドサポート事業の充実に努めるとともに、義務教育終了から就労に至る支援を強化します。 	健康推進課 発達支援課 社会福祉課
60	ハピネスファイルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用した情報の引き継ぎにより、就学前から卒業、就労にいたるまで、途切れない支援が行えるよう体制を整備します。 ● 高等学校や就労先などに「ハピネスファイル」を周知し、途切れない支援に努めます。 	健康推進課 こども家庭課 発達支援課 社会福祉課
61	児童発達支援事業の実施に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業が実施できる体制を、桑員圏域での事業所の参入促進などにより整備します。 	社会福祉課

5 雇用支援と就労支援

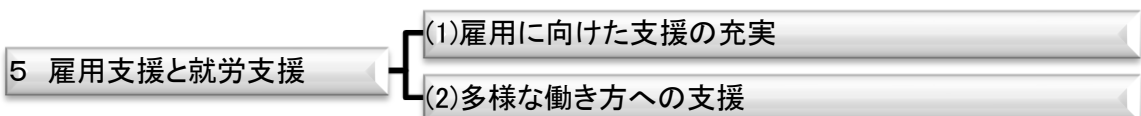
障がいのある人にとっての就労とは、社会参加のひとつであり、収入を得る場でもあり、地域で生活していくための大きな要素となっています。

本市では、一般企業で働く能力や意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を対象に、専門員が適切な支援や訓練を行うことにより就労につなげる障がい者就労支援事業(アビレコ計画)を実施しています。また、就労できる能力を持ちながらも、日常生活が自立していない障がいのある人に対し、家事や公共交通機関の利用方法等を支援員が支援することにより就労につなげる、障がい者日常生活訓練事業(ルート事業)を実施しています。さらに、就労支援員が、市内及び近隣市町の企業等を訪問し、障がいのある人がその意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、企業や事業所などの障がい者雇用に関する理解を促進しており、徐々に就労継続支援(A型)事業所や障がいのある人の雇用を理解を示す企業等が増えてきています。

アンケート調査によると、特別支援学校高等部等の生徒に卒業後の進路については、「障がい者施設、作業所に通って働きたい」や「企業などで働きたい」と回答した生徒が40%前後に上っており、卒業後の受け皿の確保が求められています。また、仕事をしている障がいのある人のうち「収入が少ない」といった不満を持っている人が約60%にも上っていることから、就労環境や工賃の向上を図っていく必要があります。

働く意欲の喚起や啓発に努め、障がいのある人の雇用に積極的な企業や事業所の拡大を図るとともに本人と企業のマッチングを進め、生活介護及び就労継続支援(B型)の事業所に通所している障がいのある人のうち、就労が可能な人に対しルート事業による通勤訓練等の支援を行い、就労につなげていく必要があります。

施策体系



(1) 雇用に向けた支援の充実

県の雇用関係の機関やハローワークなどとの連携を図り、企業等に対し障がいのある人の雇用に対する理解を深め、雇用の支援を行うとともに、働く意欲があっても、一般就労の難しい障がいのある人に対して、個々の特性に合った仕事がみつけれられる支援体制の整備を進めます。

No.	施策	内容	担当課
62	企業等における理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業訪問や広報誌、パンフレットなどを通じて、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知を図るとともに、障がい者雇用や障がいのある人の特性など障がいへの理解促進を図ります。 	商工観光課 社会福祉課
63	行政における雇用支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場環境の整備と障がいの程度に応じた業務を確保し、非常勤職員の雇用促進を図るとともに、正規職員についても計画的に採用するよう検討します。 ● ハローワークの障がい者求人求職情報の活用を行うなど、就職希望者の情報収集を行い、雇用につながるよう努めます。 	職員課

(2) 多様な働き方への支援

働く機会の充実に努めるとともに、障がい者就労支援事業などにより、障がいのある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

No.	施策	内容	担当課
64	障がい者就労支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を支援するため、職場実習を行い、特性を記載した資料（アビレコ）を作成し、就労に結びつくよう活用します。 	社会福祉課
65	一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行に向けて、基礎的な訓練や、事業所や企業における作業実習、適性に応じた職場探し、就労後の支援など、一般就労に向けた支援を行うとともに、本人の一般就労への意欲を向上させることのできる取り組みを検討します。 就労支援事業（アビレコ事業）と日常生活訓練事業（ルート事業）を組み合わせ、通勤や身の回りのことを行う能力の向上に取り組めます。 	社会福祉課

No.	施 策	内 容	担当課
66	福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校卒業生や施設等からの地域移行に伴う受け皿として、就労移行支援事業所の確保に努めます。 ● 障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の向上策を検討するとともに、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。また、通所手段について、事業所と協力し、充実を図ります。 ● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めるとともに、行政のみならず、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。 	社会福祉課

V部 障がい福祉計画

1 平成 29 年度の障がい福祉サービスの整備目標

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

目標設定の考え方

平成 29 年度末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数については、これまでの実績や施設利用者の実情を踏まえ、平成 25 年度末時点の福祉施設入所者のうち 4 人 (14.3%) が地域生活へ移行することを目指します。

一方、福祉施設入所者数については、平成 29 年度末の福祉施設入所者数を、平成 25 年度末から 2 名減少の 26 人を目標とします。

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数(A)	28 人	平成 25 年度末における福祉施設入所者数
平成 29 年度末の福祉施設入所者数 (B)	26 人	平成 29 年度末時点における福祉施設入所者数
【目標値】削減見込み (C)	2 人 (7.1%)	差引削減見込み数(A-B)
【目標値】地域生活移行者数 (D)	4 人 (14.3%)	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方

第4期障がい福祉計画における国の指針では、障がい者や障がい児に対して地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約する拠点等の整備を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上進めることが設定されています。

障がいのある人の高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、広域的な取り組みにより、地域生活支援拠点及び面的な生活支援体制の強化を図っていきます。

項目	数値	考え方
【目標値】平成29年度末の 地域生活支援拠点の整備数・場所	圏域で 1か所	地域生活支援拠点として、 居住支援機能と地域支援 機能の一体的な整備を推 進する。

(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

目標設定の考え方

本市では、これまでの実績を踏まえるとともに、市内企業の障がい者雇用への取り組み状況等を考慮した上で平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人については2人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	0人	平成24年度において福祉 施設を退所し、一般就労し た者の数の平均
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	2人	平成29年度において福祉 施設を退所し、一般就労す る者の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

第4期障がい福祉計画における国の指針では、平成25年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全就労移行支援事業所の5割以上とすることが今回から新たに定められました。

各事業所における利用者の就労移行の状況や市内企業の障がい者雇用への取り組み状況等を考慮した上で、平成29年度末において7人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	0人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	7人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度における全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成29年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

2 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

見込み量の考え方

訪問系サービスについては、現在、サービス利用につながっていない障がいのある人へのケアマネジメントが今後、拡大されることが予想されます。その結果、訪問系サービス全体については、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々の訪問系サービスについてみると、居宅介護については、これまでの実績や病院等からの地域生活への移行を考慮した上で、サービス量を見込みました。また、重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を踏まえ、行動援護については、これまでの実績を考慮し、重度障がい者等包括支援については、重度障がいのある人の地域生活支援のニーズを想定し、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

(単位：時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間	786	864	951
	利用者数	34	37	40
重度訪問介護	時間	0	0	90
	利用者数	0	0	1
同行援護	時間	146	175	210
	利用者数	9	10	12
行動援護	時間	75	75	75
	利用者数	4	4	4

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

見込み量の考え方

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業

生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	1,871 人日分	1,909 人日分	1,947 人日分
	100 人	105 人	110 人

②自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

見込み量の考え方

自立訓練（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。自立訓練（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、精神障がい者のうち生活訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	21 人日分	21 人日分	42 人日分
	1 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	70 人日分	84 人日分	98 人日分
	5 人	6 人	7 人

③就労移行支援

見込み量の考え方

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援へ移行する人の動向、市内企業の障がい者雇用への取り組みの動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	100 人日分	100 人日分	140 人日分
	5 人	5 人	7 人

④就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

見込み量の考え方

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練や就労移行支援）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	335 人日分	429 人日分	549 人日分
	20 人	22 人	25 人
就労継続支援（B型）	913 人日分	940 人日分	968 人日分
	55 人	60 人	65 人

⑤療養介護

見込み量の考え方

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、見込みました。

(単位：人日)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	7 人	7 人	7 人

⑥短期入所

見込み量の考え方

短期入所については、障がい者を支援する家族によるレスパイト等の目的により利用ニーズは拡大しています。

サービス量については、これまでの実績や利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	219 人日分	261 人日分	310 人日分
	26 人	27 人	28 人

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

見込み量の考え方

介護者の高齢化等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や自立を目指して地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）は障がい者にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、整備を推進していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を考慮して、見込みました。

（単位：人/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 （グループホーム）	37 人	38 人	60 人

②施設入所支援

見込み量の考え方

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者、病院や共同生活援助（グループホーム）、介護者との同居等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：人/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	28 人	27 人	26 人

(4) 相談支援

見込み量の考え方

計画相談支援については、今後、障がい福祉サービスを利用する人の増加が見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における様々なニーズが多様化すること等から、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向や支給決定者数のうち、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

地域移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着するための支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	260 人	270 人	280 人
地域移行支援	6 人日分	6 人日分	9 人日分
	2 人	2 人	3 人
地域定着支援	4 人	5 人	5 人

注：計画相談支援は給付実人数

3 障がい児支援サービスの見込み量

(1) 障がい児通所支援サービス

見込み量の考え方

障がい児通所支援サービスについては、障がい児の保護者からの利用ニーズが拡大していることや、障がい児数が増加していることを考慮すると、今後も拡大されることが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々のサービスについてみると、児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後、障がいの早期発見への取り組み体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や特別支援学校に在籍する児童数や今後の特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	9 人日分	12 人日分	15 人日分
	3 人	4 人	5 人
放課後等デイサービス	290 人日分	478 人日分	789 人日分
	35 人	37 人	40 人

(2) 障がい児相談支援

見込み量の考え方

障がい児相談支援については、今後も障がい児の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様なニーズに対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や支給決定者等を考慮して、見込みました。

(単位：給付実人数)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	38 人	41 人	45 人

4 地域生活支援事業の見込み量

(1) 相談支援事業

見込み量の考え方

地域相談支援センターは、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいを持つ方の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者自立支援法の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上をめざします。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。

成年後見制度利用支援事業については、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対して成年後見制度の利用を支援します。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行います。

(単位：か所、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
障害者虐待防止センター	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	0 人	0 人	1 人
基幹相談支援センター	0 か所	0 か所	1 か所

(2) 意思疎通支援事業

見込み量の考え方

手話通訳者の設置、派遣については、聴覚障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も聴覚障がいのある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

(単位：人、件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者数 (※いなべ市及び東員町)	24 人	34 人	44 人
実派遣件数	70 件	72 件	75 件

(3) 日常生活用具給付事業

見込み量の考え方

障がいのある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	5 件	5 件	5 件
②自立生活支援用具	10 件	10 件	10 件
③在宅療養等支援用具	10 件	10 件	10 件
④情報・意思疎通支援用具	10 件	10 件	10 件
⑤排泄管理支援用具	800 件	800 件	800 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1 件	1 件	1 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	—	—	—

(4) 手話奉仕員養成・研修事業

見込み量の考え方

手話奉仕員養成・研修事業については、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を進めます。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成・研修事業	10 人	10 人	10 人

(5) 移動支援事業

見込み量の考え方

移動支援事業については、屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

(単位：か所、時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	か所数	10 か所	10 か所	10 か所
	時間	3000 時間	3200 時間	3400 時間
	利用者数	60 人	62 人	65 人

(6) その他のサービス

見込み量の考え方

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等において情報提供・発信するとともに、サービス内容の周知を積極的に進めることにより、利用を促進します。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援	実施見込みか所数	20 か所	20 か所	20 か所
	実利用見込み者数	60 人	62 人	65 人
訪問入浴 サービス事業	実利用者数	2 人	2 人	2 人
	利用日数	90 日	90 日	90 日
障害者職親委託制度事業		1 人	1 人	1 人
自動車運転免許取得・改造助成事業		2 件	2 件	2 件
	うち 運転免許取得	1 件	1 件	1 件
	うち 改造助成事業	1 件	1 件	1 件
生活行動訓練事業		14 人	14 人	16 人
	うち 視覚障害者生活訓練事業 実利用者数	9 人	9 人	10 人
	うち 障がい者日常生活訓練事 業（ルート事業）実利用者数	5 人	5 人	6 人

VI部 計画の推進

1 計画の推進体制

障がい者施策の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労・都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策に取り組んでいきます。

さらに、サービス提供事業者においては、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。サービス提供事業者との連携を図り、施策を推進していきます。

また、地域における障がい者施策をさらに充実するため、障がい者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体との連携を強化し、市民と行政の協力体制の構築に努めます。

2 県・周辺自治体との連携

県や周辺自治体と連携し、計画の見込量や事業所指定などについて必要な調整を図るとともに、障害福祉サービスなどに関わる人材の育成・資質の向上を図ります。また、適切な利用者負担制度など、障がい者施策の一層の充実に向けて国・県へ働きかけていきます。

3 評価体制

計画の進行管理においては、PDCA サイクルの手法を活用することとし、施策の進捗状況を、庁内関係各課、また団体などとの連携のもと、いなべ市自立支援協議会が中心となって点検・評価を行うとともに、その結果に基づいて必要な対策などを継続的に実施します。

■計画の進行管理のPDCA サイクル

